



勝 浦 町

令和4年3月改定版

勝浦町污水处理构想

目次

第 1 章 勝浦町汚水処理構想見直しの概要	1
1.1 汚水処理構想とは	1
1.2 構想見直しについて	1
1.3 構想目標年次等	2
1.4 各汚水処理施設の特徴	3
第 2 章 基礎調査	4
2.1 地理的、地形的、気候的特性	4
2.1.1 位置	4
2.1.2 地勢及び地質	4
2.1.3 気候	5
2.2 人口動態・分布	6
2.2.1 人口及び世帯数の動態	6
2.2.2 人口分布現況	7
2.3 産業の動向	8
2.3.1 産業の推移	8
2.3.2 その他	9
2.3.3 土地利用現況	10
2.3.4 将来構想	11
2.3.5 水環境・水質保全に関する現況等（公共用水域の現況）	12
2.3.6 汚水処理施設の整備の現況	15
第 3 章 汚水処理構想に係る条件の整理と処理区域の設定	16
3.1 汚水処理設備の現況と関連計画の策定状況	16
3.2 構想に用いる各フレーム値等の設定	19
3.2.1 将来人口及び将来家屋数の設定	19
3.2.2 原単位の設定	20
3.3 汚水処理施設整備に関する基本方針	21

3.4 検討単位区域の設定	23
3.4.1 既整備区域等の把握・設定	23
3.4.2 既整備区域等以外の検討単位区域の設定.....	23
3.4.3 検討単位区域に係る基礎データ	25
3.4.4 検討単位区域の設定の結果	27
3.5 処理区域の設定	29
3.5.1 経済性を基にした集合処理・個別処理の比較.....	29
3.5.2 処理区域の決定	32
3.5.3 その他の接続検討	33
3.5.4 処理区域の設定まとめ	33
第 4 章 整備・運営管理手法の選定	35
4.1 事業手法の選定	35
4.2 事業間連携の検討	37
第 5 章 汚水処理構想.....	39
5.1 効率的な運営管理を見据えた整備計画	39
5.2 整備計画に基づく汚水処理人口普及率の目標	42
5.3 汚泥処理の基本方針・計画	44
5.3.1 汚泥処理の現況と課題の把握	44
5.3.2 汚泥の利活用を踏まえた汚泥処理計画の検討.....	46
第 6 章 R3.3 徳島県様式まとめ	48

第 1 章 勝浦町汚水処理構想見直しの概要

1.1 汚水処理構想とは

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの過程や事業所から発生する汚水を処理する施設は、総称して汚水処理施設と呼ばれています。

『勝浦町汚水処理構想』（以下、本構想と称す）とは、汚水処理人口普及率の更なる増加に向けて、本町の中にある様々な汚水処理施設の特性や長期的な経済性などの条件を比較し、最適な整備を推進するための総合的な計画です。

1.2 構想見直しについて

構想自体については、平成 16 年度に徳島県汚水処理構想策定に伴って市町村構想の提出様式に従って取りまとめ、平成 22 年度に第 1 回改定、平成 27 年度に第 2 回改定を行っており、今回が 3 回目の改定となります。その間、本町は構想に沿って汚水処理施設の整備を進めてきました。

構想に従って適切な整備を進めるためには、少子高齢化、人口減少、インフラの老朽化などの社会情勢を踏まえながら、適宜見直しを図って適切に対応していく必要があります。本町のみならず我が国は人口減少や高齢化が進んでおり、平成 19 年には超高齢化社会（高齢化率が 21%以上）に突入し、その後も高齢化率は進み続けて令和元年度は 28.4%にまで高まっています。そして本町の高齢化率は、令和 3 年 3 月末時点で 44.5%にまで高まっています。

一方で、社会インフラの老朽化に伴い、汚水処理施設は新規の建設から維持管理への移行が避けられません。また、本町も人口減少に伴って汚水処理施設使用料収入が減少しており、厳しい財政状況の中で既存施設の老朽化対策などの維持管理費の増大が見込まれます。

今回の見直しについては、こういった厳しい社会情勢を踏まえつつ、前回の構想を「徳島県汚水処理構想策定マニュアル（令和 3 年 3 月）」に基づいて見直しを行ったものです。

1.3 構想目標年次等

本構想の見直しに際し、基準となる年次については、次の通りとします。

表 1-1 構想の目標年次等など

項目	解説	設定年	汚水処理人口 目標普及率
本構想の基準年次	現況（グラウンドデザイン構想）	令和3年度末	
早期概成目標年次	アクションプラン	令和8年度末	73%
構想完了年次	全ての汚水処理施設の整備が完了する年次	令和17年度末	99%
将来フレーム想定年次	長期的な整備運営管理計画策定に用いる年次	令和17年度末	

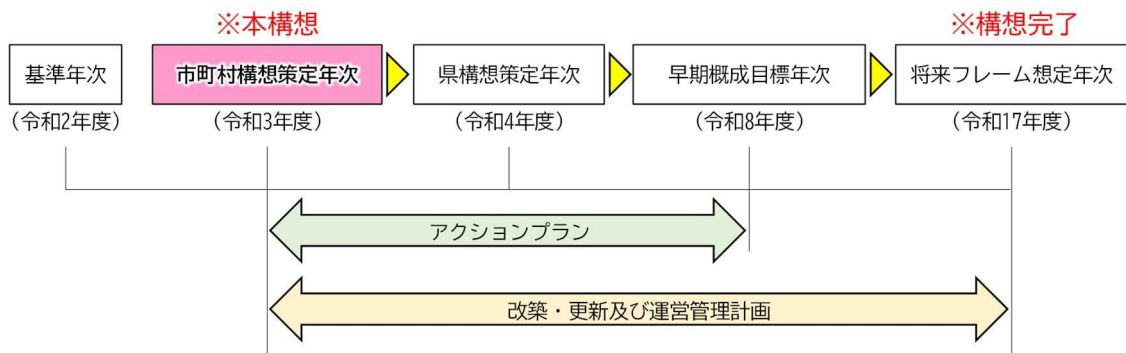


図 1-1 構想の目標年次

1.4 各污水处理施設の特徴

污水处理施設は、大きく分けて2種類あり、汚水を1箇所にまとめて処理をする施設を『**集合処理施設**』、各家庭で個別に処理する施設を『**個別処理施設**』としています。

以下に、污水处理施設の特徴をまとめました。

表 1-2 污水处理施設の種類

集合・個別	集合処理施設			個別処理施設
区分	公共下水道 ^{注1}	農業集落排水	コミュニティ・プラント (小規模下水処理施設)	合併処理浄化槽
所管	国土交通省	農林水産省	環境省	環境省
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資する。 ・自然環境の保全又は農山漁村における水質の保全に資する。 	農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能を維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。	公共用水域等の水質の保全等の観点から、し尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。	
設置主体 維持管理 主体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	個人又は地方公共団体
対象汚水	汚水、雨水	汚水、雨水	汚水	汚水
勝浦町	※該当無し	横瀬地区農業集落排水施設	町営玉の木・五十田団地コミュニティ・プラント	個人

※注1：本町に公共下水道はありません。

第 2 章 基礎調査

2.1 地理的、地形的、気候的特性

2.1.1 位置

本町は徳島県の南東部に位置し、北部は徳島市と佐那河内村、東部は小松島市、西部は上勝町、南部は阿南市と那賀町に隣接しています。

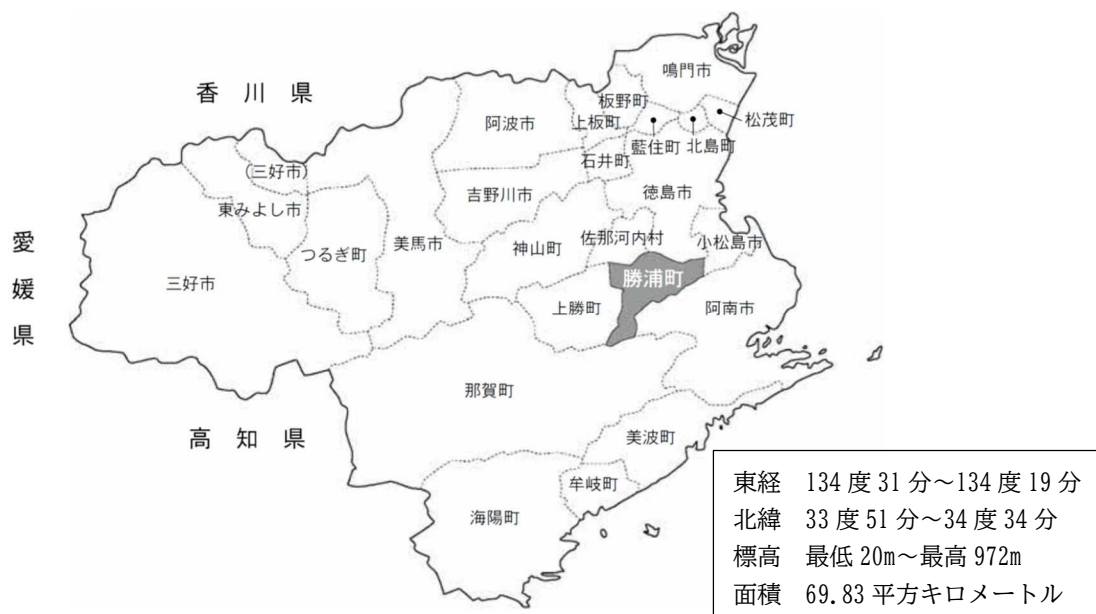


図 2-1 勝浦町の位置図

2.1.2 地勢及び地質

本町の地勢は、四国山地の東端部にある四方を山に囲まれた林野率 67.9%の準山間盆地帯であり、二級河川である清流勝浦川の中流域に位置し、両岸に開けた沖積平野部を中心に居住地を形成する農山村地域です。

表 2-1 本町の主な山岳と河川

名称	標高
ろくろ山	972.0m
櫻ヶ太尾	818.0m
長者ヶ原	775.8m
中津峰山	773.0m
鶴山	515.9m

名称	町内の流域	最大幅員
勝浦川	13.0km	160m
坂本川	6.5km	20m

徳島県は、北からほぼ東西に和泉層群、三波川帯、秩父帯、四万十層群と帯状分布の地層形状を取り、和泉帯の南縁の吉野川北岸を中央構造線が走っています。

本町は、秩父帯に属しており、北部山地は中生代の秩父古生層に属し、粘板岩、砂岩、頁岩、珪岩からなっており、厚い石灰岩をはさんでいます。

勝浦川流域の両河岸段丘は前期白亜系、西南部山地は後期白亜系の、礫岩、砂岩、頁岩で構成された段丘礫層で、平坦地は勝浦川氾濫時に堆積した沖積層です。近年では恐竜化石を含むボーンベッド（化石含有層）が発見され、徳島県内のみならず全国的な注目を集めています。

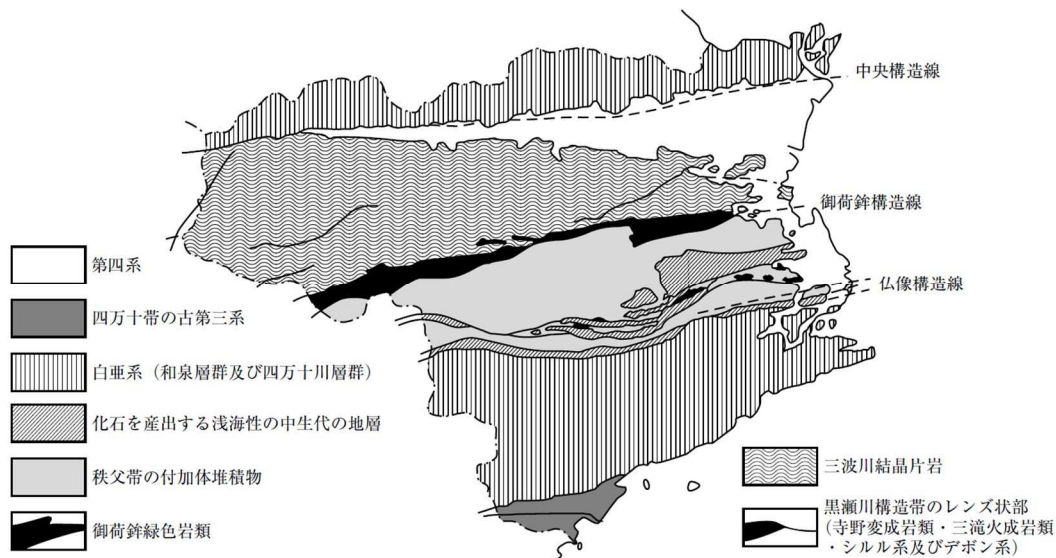


図 2-2 徳島県の地質

2.1.3 気候

本町の気候について、年間の平均気温は 15.9℃、年間降水量は 2,267mm で温暖な多雨地帯となっています。勝浦川上流は年間降水量が 3,000mm を超える豪雨地帯です。その下流に位置する本町は、風水害の発生しやすい流域にあたり、台風の襲来も多いことが特徴です。

表 2-2 平年の月別の気象

月	平均気温 (度)	最高気温 (度)	最低気温 (度)	降水量 (mm)	日照時間 (時間)
1月	5.2	9.1	1.7	54.6	113.6
2月	5.5	9.5	1.7	87.6	114.3
3月	8.8	12.9	4.5	130.5	134.6
4月	14.5	18.8	9.4	182.1	153.4
5月	18.9	23.1	13.9	208.5	137.4
6月	22.3	26.0	18.2	299.7	113.5
7月	26.2	29.8	22.1	236.2	143.0
8月	26.9	30.8	22.9	286.7	160.4
9月	23.4	26.8	19.8	397.6	105.2
10月	18.1	21.6	14.4	173.0	126.0
11月	12.8	16.5	9.0	151.3	113.2
12月	7.6	11.6	4.0	60.8	124.9
平均	15.9	19.7	11.8	189.1	128.3

2.2 人口動態・分布

2.2.1 人口及び世帯数の動態

本町の人口は、昭和30年に生比奈村と横瀬町が合併したときの人口は10,160人でしたが、その後は人口減少の一途をたどり、令和3年の10月1日時点では4,985人とほぼ半数となっています。

また、65歳以上の老年人口も増え続けて2,227人となり、本町の高齢化率は44.7%となって割合は増加し続けています。今後も、人口減少と高齢化の傾向は続くことが予想されています。

表 2-3 行政人口、世帯数の推移

年	人口(人)			世帯数 (世帯)	1世帯 当たり人数 (人)	老年人口 (65歳以上)	
	総数	男	女			人口 (人)	割合 (%)
昭和55年	7,811	3,860	3,951	1,910	4.1	1,143	14.7
60年	7,638	3,715	3,923	1,886	4.0	1,240	16.3
平成 2年	7,267	3,498	3,769	1,884	3.9	1,404	19.4
7年	7,067	3,361	3,706	1,920	3.7	1,759	24.9
12年	6,736	3,199	3,537	1,925	3.5	1,892	28.1
13年	6,910	3,329	3,581	2,093	3.3	1,979	28.6
14年	6,837	3,309	3,528	2,099	3.3	2,010	29.4
15年	6,730	3,256	3,474	2,107	3.2	2,030	30.2
16年	6,663	3,206	3,457	2,113	3.2	2,028	30.4
17年	6,560	3,164	3,396	2,141	3.1	2,043	31.1
18年	6,426	3,089	3,337	2,159	3.0	2,064	32.1
19年	6,306	3,025	3,281	2,159	2.9	2,086	33.1
20年	6,161	2,978	3,183	2,151	2.9	2,081	33.8
21年	6,102	2,950	3,152	2,165	2.8	2,101	34.4
22年	6,005	2,891	3,114	2,170	2.8	2,085	34.7
23年	5,898	2,834	3,064	2,165	2.7	2,057	34.9
24年	5,800	2,784	3,016	2,160	2.7	2,095	36.1
25年	5,730	2,742	2,988	2,157	2.7	2,115	36.9
26年	5,665	2,718	2,947	2,171	2.6	2,153	38.0
27年	5,552	2,659	2,893	2,178	2.5	2,183	39.3
28年	5,454	2,613	2,841	2,189	2.5	2,186	40.1
29年	5,400	2,597	2,803	2,200	2.5	2,216	41.0
30年	5,294	2,564	2,730	2,187	2.4	2,209	41.7
令和元年	5,158	2,500	2,658	2,182	2.4	2,214	42.9
2年	5,068	2,443	2,625	2,166	2.3	2,239	44.2
3年	4,985	2,395	2,590	2,163	2.3	2,227	44.7

※表中の数字について、平成12年までは国勢調査、以降は住民基本台帳の10月1日現在としています。

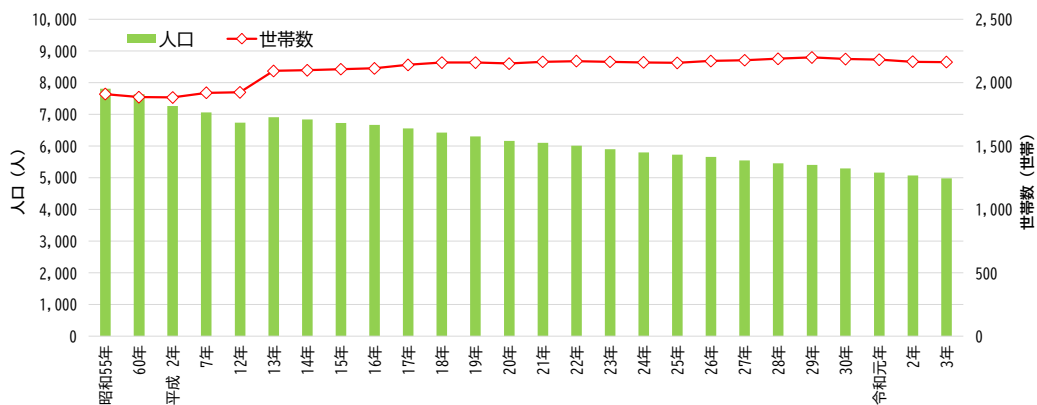


図 2-3 人口と世帯数の推移

2.2.2 人口分布現況

本町の人口分布の現況を見てみると、最も多いのが生名地区で 646 人、次いで横瀬地区が 611 人、棚野地区が 505 人となっています。主要な居住地は、勝浦川の両岸に開けた沖積平野部を中心に形成しています。

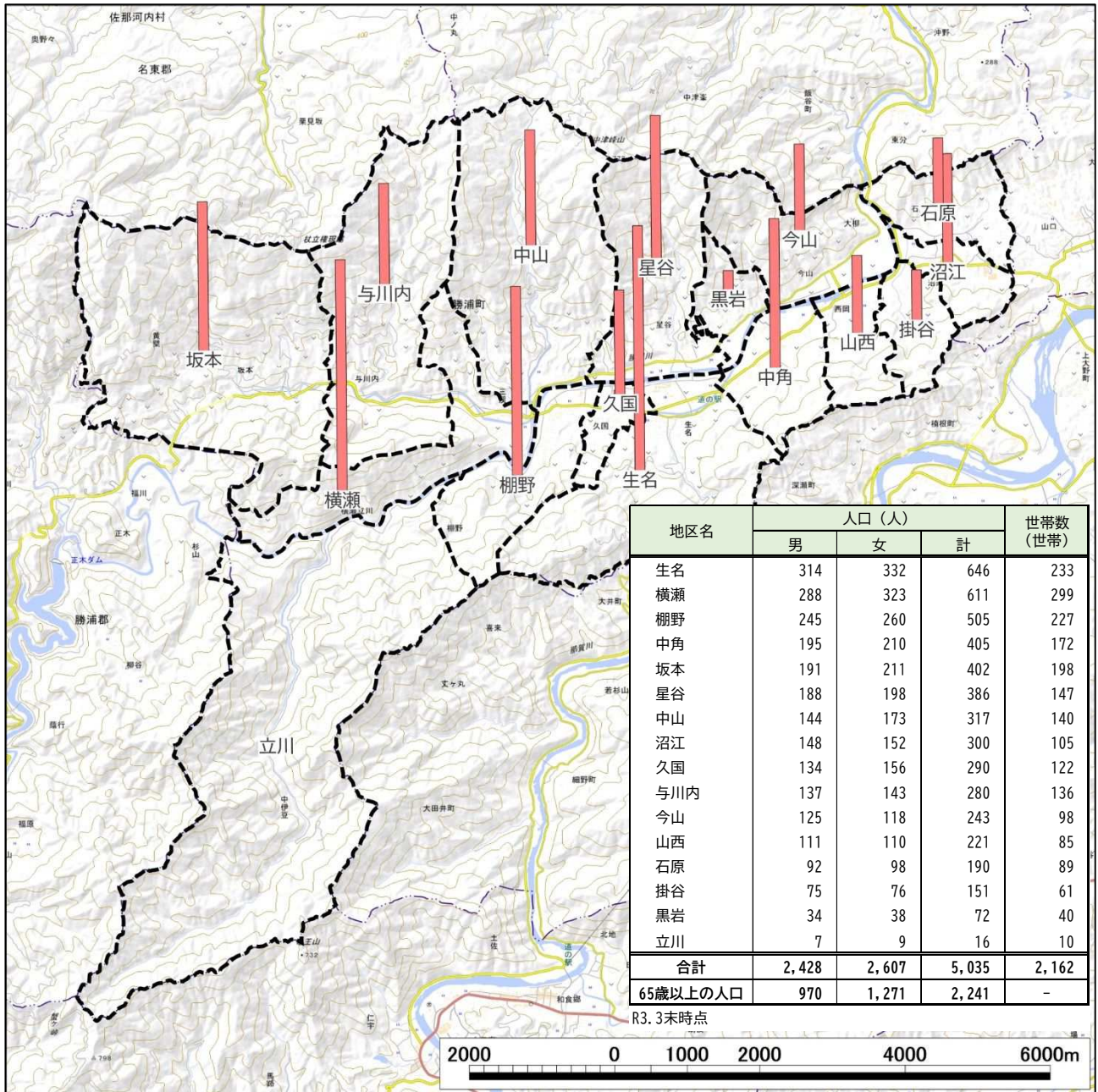


図 2-4 地区別行政人口 (令和 3 年 3 月末時点)

2.3 産業の動向

2.3.1 産業の推移

図 2-5 の産業 3 区分の就業者数の推移をみると、いずれの産業も就業者数は減少し続けています。平成 27 年の第 1 次産業就業者数は 773 人で、全体の 27.8% となっています。第 1 次産業就業者数の割合は、国が 4.0%、徳島県が 8.5% ですので、その割合が非常に高いことが本町の特徴です。

また、図 2-6 の年齢階級別産業人口割合をみると、農業、林業において 60 歳以上の割合が 8 割を占めており、今後の後継者育成が求められます（図中の赤枠を参照）。

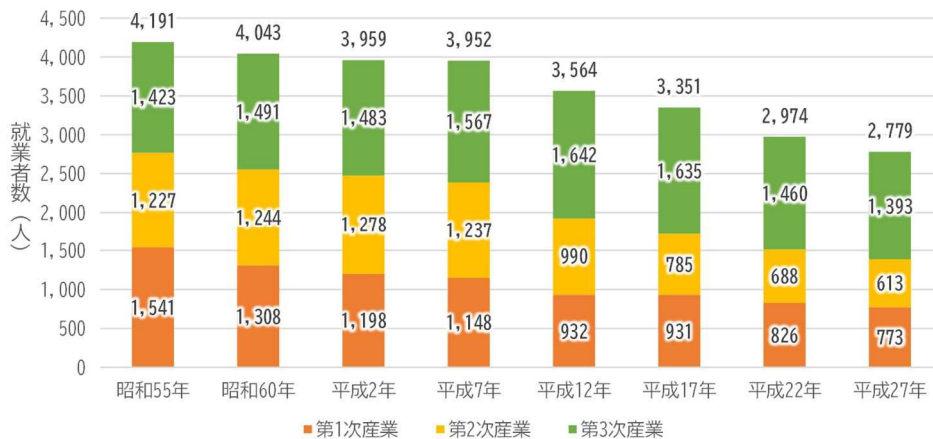


図 2-5 産業 3 区分就業者数の推移

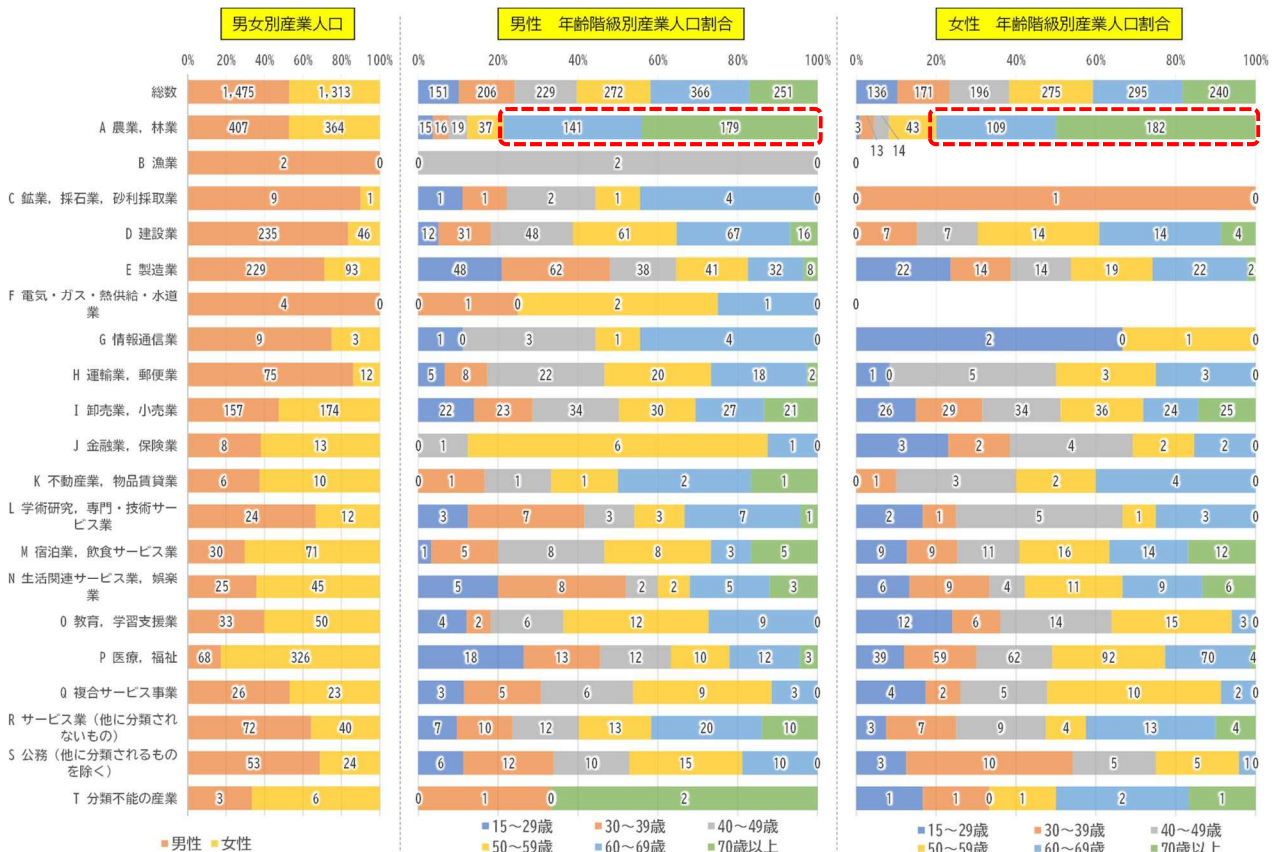


図 2-6 年齢階級別産業人口割合

2.3.2 その他

以下に、経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）が提供している地域経済分析システム（RESAS：リーサス）による本町の地域経済循環図を示しました。ここに示されている地域経済循環率とは地域経済の自立度を示しており、値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高くなります。

本町の2015年の地域経済循環率は67.3%であり、本町の地域経済は地域外からの所得の流入に依存した経済圏を形成していることが分かります。なお、循環率の参考値として、徳島市だと123.4%、徳島県だと100.1%、東京都だと156.7%になります。

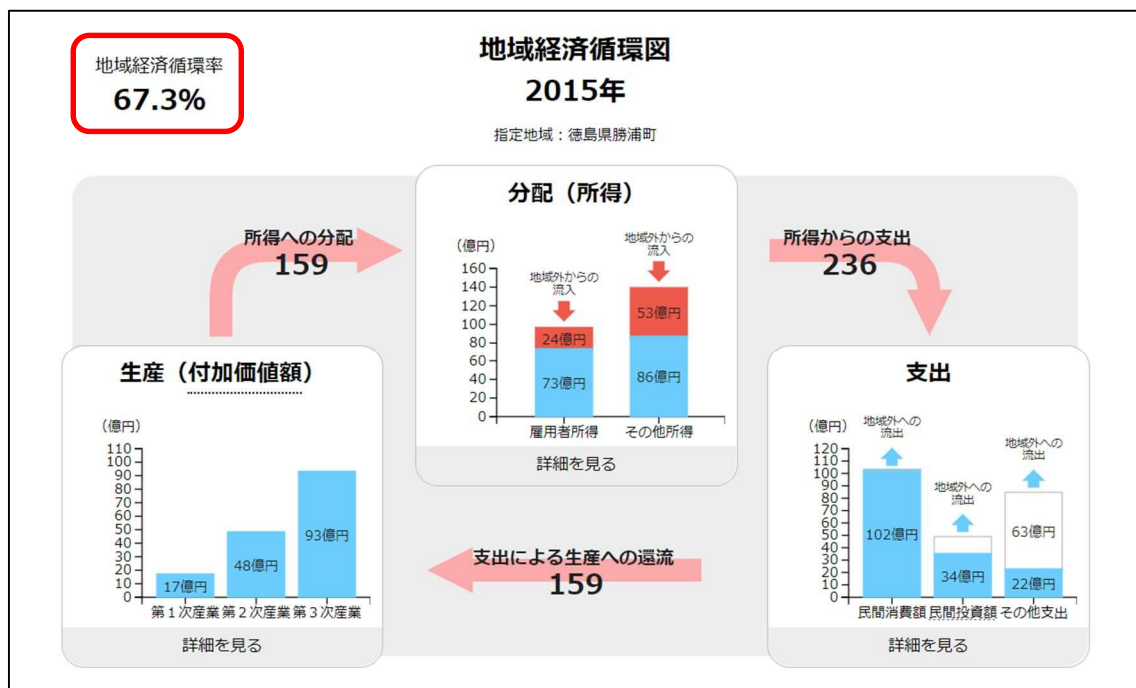


図 2-7 勝浦町の地域経済循環図

【出典】

環境省「地域産業関連表」、「地域経済計算」（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）
地域経済循環分析 <http://www.env.go.jp/policy/circulation/index.html>

【注記】

本データの詳細な分析方法については、以下URLを参照。

<http://www.vmi.co.jp/reca/>

「地域経済循環率」とは、生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示している。（値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高い。）

「雇用者所得」とは、主に労働者が労働の対価として得る賃金や給料等をいう。

「その他所得」は、財産所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金等、雇用者所得以外の所得により構成される。

「その他支出」は、「政府支出」+「地域内産業の移輸出-移輸入」により構成される。

例えば、移輸入が移輸出を大きく上回り、その差が政府支出額を上回る場合（域外からの財・サービスの購入を通じた所得流出額が政府支出額よりも大きい場合）は、「その他支出」の金額がマイナスとなる。

「支出流出率」とは、地域内に支出された金額に対する地域外から流入・地域外に流出した金額の割合で、プラスの値は地域外からの流入、マイナスの値は地域外への流出を示す。

我が国の国民経済計算体系は、平成27年国民経済計算より1993SNAから2008SNAに改定されたため、2015年地域経済循環分析用データも2008SNAで構築した。これに伴い、2010年および2013年データについても、時系列比較を可能とするため、2008SNAで再構築をしている。

2.3.3 土地利用現況

本町の行政区域面積は、69.83km²あり、そのうち6,054km²が農業振興地域として指定されています。

土地利用については、図 2-8 に示した通りで、宅地が0.86km²、田2.42km²、畑7.10km²、山林14.72km²、雑種地0.17km²です。

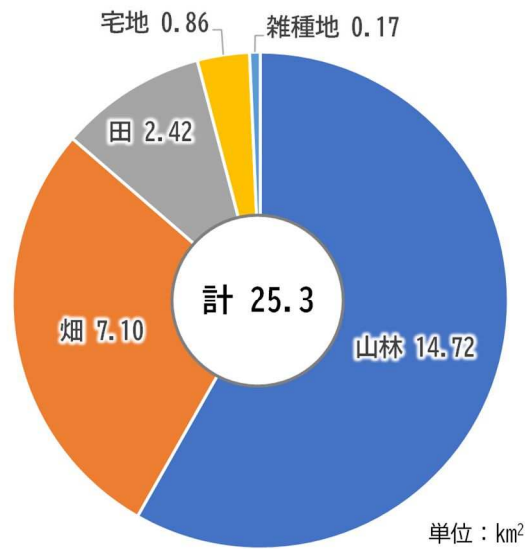



図 2-8 地目別面積（令和2年1月1日現在・単位 km²）

2.3.4 将来構想

本構想を計画するに当たって関連する将来構想は、以下の通りです。

表 2-4 汚水処理構想に関連する本町の将来構想

将来構想	概要
<p>勝浦町第六次総合計画</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間：令和3年度～令和12年度 ・同計画の5つの目標のうち、本構想に関連するのは「基本目標2の基本施策4上・下水道の整備」が関連しています。 ・基本方針：農業集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽への転換等、下水処理施設の普及啓発に努める。 ・施策：農業集落排水処理施設対象区域内において、未接続者に対し個別に接続等の普及啓発を行う。単独処理浄化槽等の撤去費用の増額を令和2年度より実施しており、普及啓発に注力し合併処理浄化槽への転換を推進する。 ・令和7年度に汚水処理普及率70.1%を目標とする。
<p>勝浦町生活排水処理基本計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間：令和2年度～令和6年度 ・基本方針：農業集落排水処理施設の処理区域を除く町全域において、合併処理浄化槽の整備を促進する。農業集落施設やコミュニティ・プラントについては、広域的な整備を検討した場合、多額の事業費や維持管理費を要するなど財政的要因や地理的要因から困難であるため、本計画期間では新たな整備は行わないこととし、現計画区域内での加入促進に務めると共に、現状の施設の適正な管理を目指す。 ・目標年度（令和6年度）に汚水処理普及率64.0%を目標として整備等を進めていくものとする。※行政区域内人口は国立社会保障・人口問題研究所データに従って4,415人としている（人口ビジョンのパターン1に相当）。 ・計画期間において、合併処理浄化槽を100基、整備人口430人、事業費見込み58,550千円を計画し、コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設の人口の減少を見込んでいる。
<p>勝浦町農業集落排水事業経営戦略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間：令和2年度～令和11年度 ・横瀬地区の集落排水の処理人口は、平成30年度末の637人から令和11年度に484人まで減少することが予測されている。これに伴い、有収水量及び使用量収入が減少することが考えられる。

2.3.5 水環境・水質保全に関する現況等（公共用水域の現況）

町内の生活排水は、町内を流れる谷川や排水路等を通じて勝浦川に流れています。勝浦川は、生活環境を保全する上で望ましい水質の環境基準の河川A類型に指定されています（表 2-5 を表 2-6 参照）。また、参考に徳島県内河川の類型指定状況を図 2-9 に示します。

表 2-5 環境基準の類型指定状況

告示		指定年月日	水域の名称	範囲	水域類型	達成期間	基準測定点
年月日	番号						
48.6.1	県告示第372号	48.6.1	勝浦川	上勝町正木（ダム地点）から江田潜水橋下流の潮止堰まで	河川A	直ちに達成	飯谷橋、補助点として江田潜水橋

表 2-6 生活環境の保全に関する環境基準（河川[湖沼]を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-

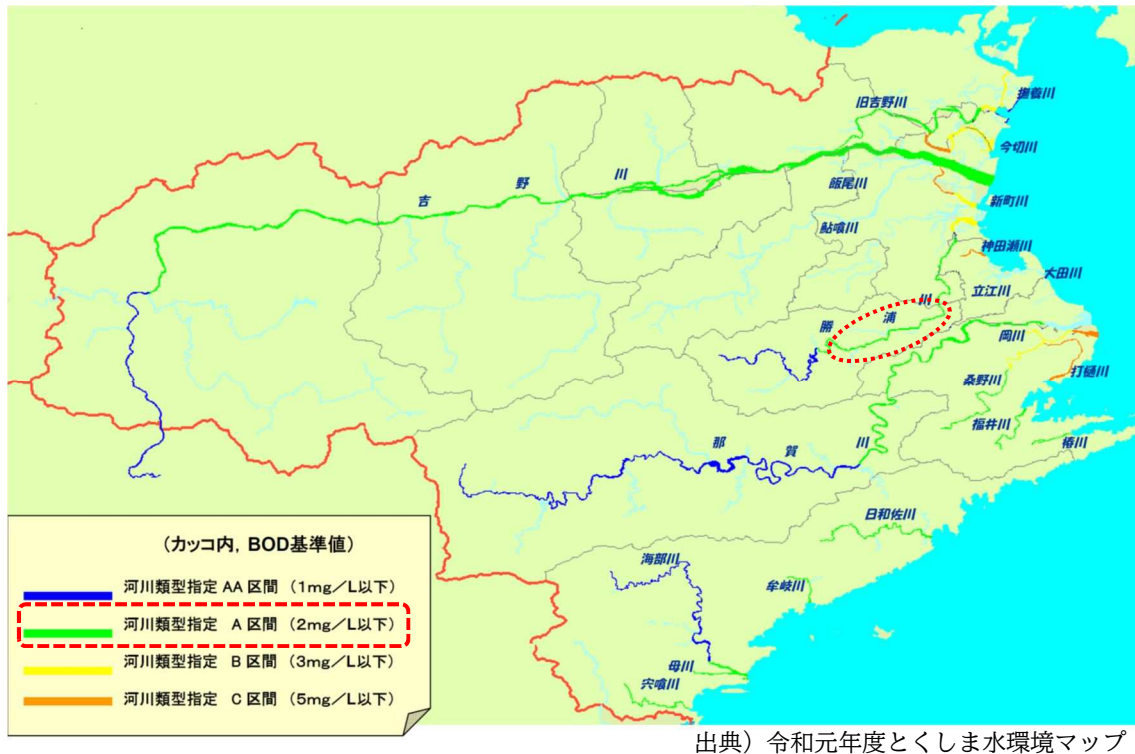


図 2-9 徳島県全域の河川類型指定状況

勝浦川下流には、環境基準の達成状況を判断するための環境基準点（飯谷橋）が設定されています。同環境基準点での生活排水等の汚濁を示す代表的指標である BOD の経年変化を図 2-10 に、各水質項目の測定結果を表 2-7 にそれぞれ示しました。

水質測定結果（日間平均値）を見ると、大腸菌群数を除く項目についてのほとんどが環境基準を満足しています。勝浦川の水質は、BOD（75%）の経年変化を見ると安定して環境基準を満足する形で推移しており、本町では生活排水について、農業集落排水施設やコミュニティ・プラントの処理施設のほか、合併処理浄化槽の整備によって、放流水の水質基準として BOD が 20mg/ℓ 以下とする等の目標で排水処理を行っており、水質改善、汚濁防止に努めています。

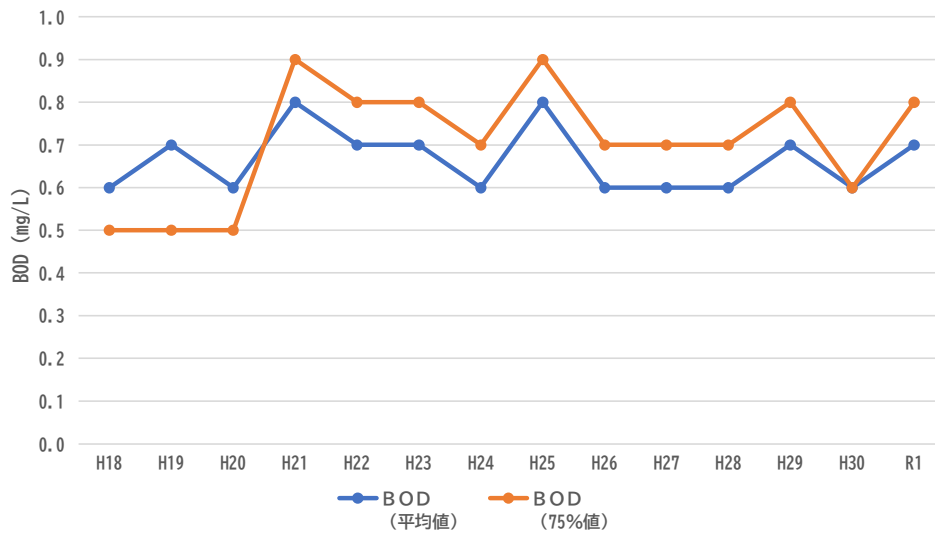


図 2-10 環境基準点（飯谷橋）における BOD の経年変化

表 2-7 環境基準点（飯谷橋）における水質測定結果

年度	pH		日間平均値				
			DO (平均値) (mg/L)	BOD (平均値) (mg/L)	BOD (75%値) (mg/L)	SS (平均値) (mg/L)	大腸菌群数 (平均値) (MPN/100mL)
	最小値	最大値					
平成18年度	7.5	8.3	11.0	0.6	0.5	1.3	1,100
平成19年度	7.4	8.6	11.0	0.7	0.5	1.4	2,300
平成20年度	7.1	8.0	11.0	0.6	0.5	2.0	880
平成21年度	7.3	8.0	10.0	0.8	0.9	1.5	3,300
平成22年度	7.4	8.6	11.0	0.7	0.8	1.3	2,600
平成23年度	7.3	8.2	10.0	0.7	0.8	1.0	5,400
平成24年度	7.3	7.8	10.0	0.6	0.7	1.0	4,700
平成25年度	7.3	8.3	11.0	0.8	0.9	1.0	2,100
平成26年度	7.3	7.8	10.0	0.6	0.7	1.0	4,200
平成27年度	7.3	8.1	9.9	0.6	0.7	1.0	2,200
平成28年度	7.2	7.8	10.0	0.6	0.7	2.0	1,400
平成29年度	7.6	8.0	10.0	0.7	0.8	1.0	2,700
平成30年度	7.3	7.8	10.0	0.6	0.6	1.0	5,000
令和元年度	7.6	7.8	10.0	0.7	0.8	1.0	1,600

注意) 観測地点の飯谷橋では、表中に示した項目以外の生活環境項目（全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）及び健康項目もありますが、前述の表 2-6 に合わせた項目のみを示しています。

2.3.6 汚水処理施設の整備の現況

(1)生活排水処理の体系

令和2年度末時点での生活排水処理体系は、図2-11に示す通りです。

し尿と生活雑排水を合わせた生活排水の処理は、コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽で行っており、し尿のみの処理は単独処理浄化槽及び小松島市外三町村衛生組合しらさぎ浄園で行っています。

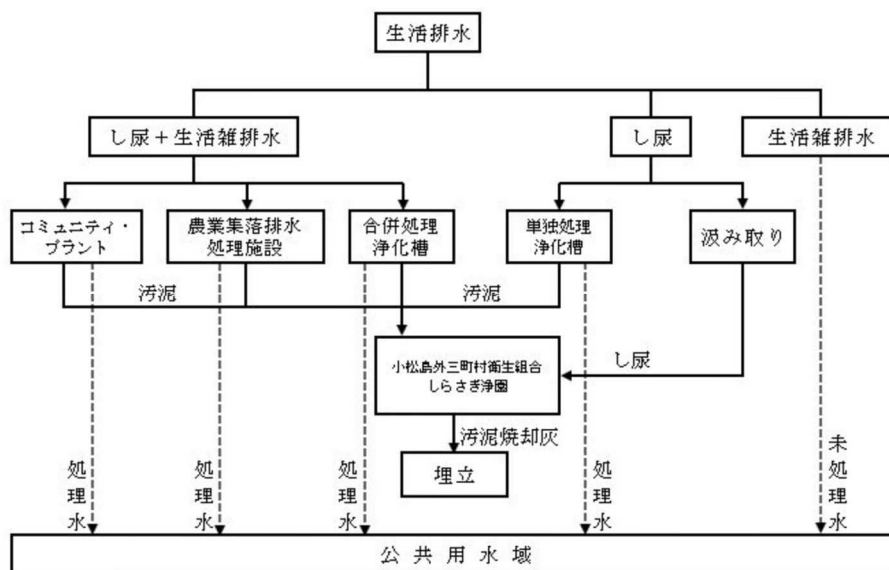


図 2-11 生活排水処理体系図

(2)生活排水の排出処理状況

令和元年度時点での生活排水の処理形態別人口は、表2-8に示す通りです。令和2年度の計画処理区域内人口5,035人、水洗化生活雑排水処理人口2,855人で汚水処理普及率56.7%となっています。また、単独処理浄化槽や汲み取り式便所を利用し、生活排水が処理されていない人口は2,180人で全体の43.3%となっており、そのうち225人が非水洗化人口となっています。

表 2-8 処理形態別年度末人口の推移

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
	処理形態別年度末人口(人)							割合(%)
1. 計画処理区域内人口	5,604	5,492	5,436	5,331	5,219	5,108	5,035	100.0%
2. 水洗化生活雑排水処理人口	2,657	2,713	2,753	2,774	2,832	2,849	2,855	56.7%
①コミュニティ・プラント	47	47	47	47	47	47	47	0.9%
②合併処理浄化槽	1,905	1,990	2,043	2,077	2,148	2,173	2,193	43.6%
③下水道	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
④農業集落排水処理施設	705	676	663	650	637	629	615	12.2%
2. 非水洗化生活雑排水処理人口					2,387	2,259	2,180	43.3%
①単独処理浄化槽	2,947	2,779	2,683	2,557	2,139	2,032	1,955	38.8%
②非水洗化人口					248	227	225	4.5%
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0.0%

第 3 章 汚水処理構想に係る条件の整理と処理区域の設定

本章では、汚水処理構想を検討していくための諸条件を整理した結果を示しています。

3.1 汚水処理設備の現況と関連計画の策定状況

現在、本町における供用中の汚水処理施設は、農業集落排水施設が横瀬地区に 1 カ所、コミュニティ・プラント施設が玉の木・五十田団地に 1 カ所あります。

前回構想を踏まえた計画区域及び既整備状況について、表 3-1 及び図 3-1 に示します。

表 3-1 汚水処理施設の整備状況・関連計画

区域 番号	事業名称	処理区域名	事業期間	完了 未完 の別	処理施設の位置	処理方式	区域面積 (ha)			整備区域内人口 (人)			事業費 (百万円)			日平均汚水量 (m ³ /日)			日最大汚水量 (m ³ /日)			放流先	備 考
							全体 計画	事業 計画	既整備 (R2未)	全体 計画	事業 計画	既整備 (R2未)	全体 計画	事業 計画	既整備 (R2未)	全体 計画	事業 計画	既整備 (H26未)	全体 計画	事業 計画	既整備 (H26未)		
A-1	横瀬地区農業集落 排水施設	横瀬地区	H4年4月～ H9年3月	完	勝浦町大字三浜字下 川原21-1	回分式活性 汚泥法	26.0		26.0	1,000		675	0		0	262		161	270		166	水路→ 坂本川 →勝浦川	日平均汚水量原単位0.262m ³ /mi 日最大汚水量原単位0.270m ³ /mi
A-2	町営五の木・五十田団 地コミュニティ・プラ ント	町営五の木・ 五十田団地	S59年9月～ S60年1月	完	勝浦町大字中角	接触ばっき法	1.0		1.0	158		47	0		0	41		12	43		13	水路→ 中角川 →勝浦川	A-1と同値と設定 日平均汚水量原単位0.262m ³ /mi 日最大汚水量原単位0.270m ³ /mi
C-1	市町村設置型浄化槽整 備推進事業	全域	H2年4月～ R4年3月	未	-	-	-	-	-	-	111	-	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	生活排水処理基本計画
C-2	個人設置型浄化槽整備 推進事業	全域	H2年4月～ R4年3月	未	-	-	-	-	-	-	1,685	-	-	437	-	-	-	-	-	-	-	-	生活排水処理基本計画

3.2 構想に用いる各フレーム値等の設定

本構想の見直しにあたり、集合処理と個別処理の優位性等を判定するために必要となる以下の項目について、近年の動向等を踏まえた予測等を基に、適切な値を設定しました。

3.2.1 将来人口及び将来家屋数の設定

将来行政人口及び将来家屋数については、以下の通りです。

将来人口	今後の人口の見通しについては、勝浦町第六次総合計画（R3.3）との整合性も考慮し、「勝浦町人口ビジョン＜改定版＞（R2.3）」における推計値パターン2（町独自推計：全地方公共団体に独自に出生や移動の仮定を設けた推計）を採用して設定します。
将来家屋数	世帯数の実績は、平成29年まで増加し続けて2,200世帯がピークとなりましたが、以降は減少して令和3年では2,163世帯とやや減少しています。将来家屋数については、国立社会保障・人口問題研究所の平成30・31年推計における「徳島県の世帯数の将来推計結果」を用い、徳島県の世帯数変動率を勝浦町にも適用して設定します。

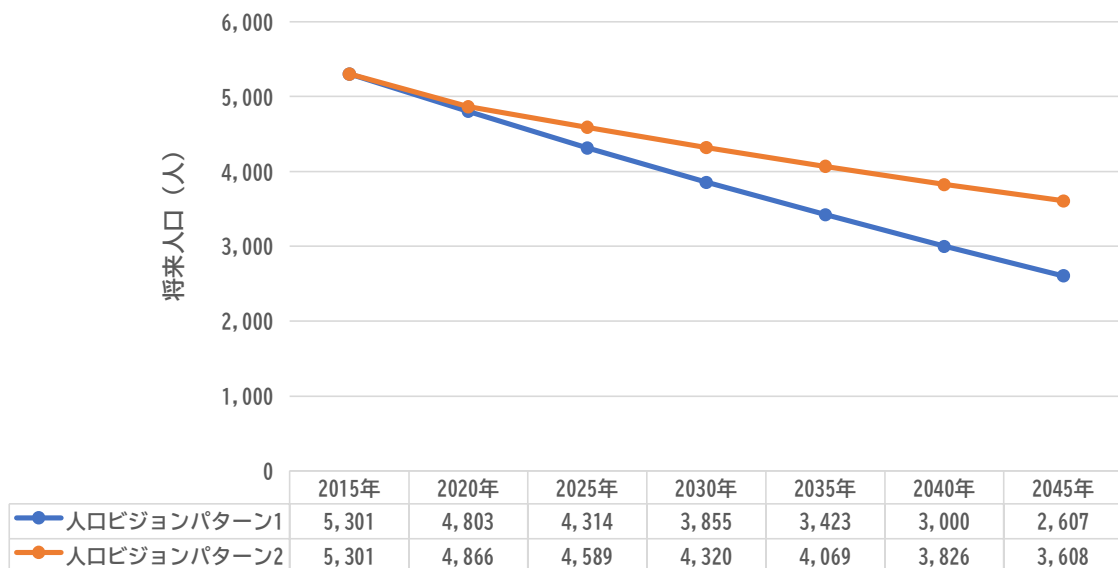


図 3-2 将来人口の推移

3.2.2 原単位の設定

算定に必要な各種原単位については、以下の通りです。

日最大汚水量	<p>日最大汚水量原単位は、「R2 施設及び業務概況に関する調」より、横瀬地区農業集落排水施設の計画処理能力を基に設定します。</p> $= 270 \text{ m}^3/\text{日} (\text{計画処理能力}) \div 1,000 \text{ 人} (\text{全体計画人口})$ $= \underline{0.270 \text{ m}^3/\text{人} \cdot \text{日}}$
日平均汚水量	<p>日平均汚水量原単位は、「R2 施設及び業務概況に関する調」より、横瀬地区農業集落排水施設の現在晴天時平均処理水量を基に設定します。</p> $= 161 \text{ m}^3/\text{日} (\text{現在晴天時平均処理水量}) \div 611 \text{ 人} (\text{現在処理区域内人口})$ $= \underline{0.264 \text{ m}^3 \text{ 人} \cdot \text{日}}$
汚泥量	<p>横瀬地区農業集落排水施設の汚泥量原単位は、「R2 施設及び業務概況に関する調」より、同施設の年間総汚泥処分量を基に設定します。</p> $= 167 \text{ m}^3 (\text{年間総汚泥処分量}) \div 611 \text{ 人} (\text{現在処理区域内人口}) \div 365 (\text{日})$ $= \underline{0.000749 \text{ m}^3 \text{ 人} \cdot \text{日}}$
	<p>玉の木・五十田団地コミュニティ・プラントの汚泥量原単位は、年間の汚泥処分量が不明であるため、横瀬地区農業集落排水施設と同値と設定します。</p> $= \underline{0.000749 \text{ m}^3 \text{ 人} \cdot \text{日}}$
	<p>合併処理浄化槽の汚泥量原単位は、「R1 生活排水処理計画」より、同施設の年間総汚泥処分量を基に設定します</p> $= 2.19 \text{ k}\ell/\text{日} (\text{日汚泥処分量}) \div 2,173 \text{ 人} (\text{合併処理浄化槽人口})$ $= \underline{0.001006 \text{ k}\ell/\text{人} \cdot \text{日}}$
	<p>単独処理浄化槽の汚泥量原単位は、「R1 生活排水処理計画」より、同施設の年間総汚泥処分量を基に設定します</p> $= 2.05 \text{ k}\ell/\text{日} (\text{日汚泥処分量}) \div 2,032 \text{ 人} (\text{合併処理浄化槽人口})$ $= \underline{0.001006 \text{ k}\ell/\text{人} \cdot \text{日}}$
	<p>し尿汲み取りの汚泥量原単位は、「R1 生活排水処理計画」より、非水洗化人口の年間総汚泥処分量を基に設定します</p> $= 0.46 \text{ k}\ell/\text{日} (\text{日汚泥処分量}) \div 227 \text{ 人} (\text{合併処理浄化槽人口})$ $= \underline{0.001006 \text{ k}\ell/\text{人} \cdot \text{日}}$

上述の 3.2.1 と 3.2.2 を踏まえた人口の現況と見通しに関しては、表 3-2 の通りです。

表 3-2 人口の現況と見通し

年度	現況年度 令和2年度	策定年度 令和3年度	令和 5年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度	令和 27年度	将来フレーム 想定年次 令和17年度	備 考 (設定方法等)
行政人口(人)	4,866	4,810	4,699	4,535	4,320	4,069	3,826	3,608	4,069	勝浦町人口ビジョン推計値パターン2 (令和2年3月) (町独自推計) を適用
家屋数 (世帯)	2,160	2,150	2,130	2,096	2,041	1,953	1,853	1,726	1,953	国立社会保障・人口問題研究所平成30・31年推計値における、徳島県の将来世帯数変動率を勝浦町にも適用して算出
日最大計画 汚水量原単位 ($\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}$)	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	横瀬地区農業集落排水施設の計画値

3.3 汚水処理施設整備に関する基本方針

3.3.1 施設整備に関する問題点

集合処理施設及び個別処理施設の整備に関する問題点は、以下の通りです。

集合処理施設 整備の問題点	<p>①町の財政的な問題から、将来的に財政負担が大きい集合処理施設整備への新規着手には、当面の間、困難が伴います。</p> <p>②一方、集合処理事業の着手が遅れれば、合併処理浄化槽の整備が進み、地域住民の集合処理施設整備に対する合意形成が困難になると予想されます。</p> <p>③最終処理場用地は、下流の平地が適切ですが、居住地住民との合意形成に難をきたしており、用地確保は困難な状況です。</p> <p>④既整備の農業集落排水施設「横瀬処理区」では、平成 26 年度接続率が 66.1%（水洗化人口 466 人÷処理区域内定住人口 705 人）、令和 2 年度接続率が 72.8%（水洗化人口 448 人÷処理区域内定住人口 615 人）と接続率だけを見ると低迷しながらも増加しているものの、実際は水洗化人口も定住人口も減少し、利用状況が下がっています。今後、さらに高齢化が進むことを考えると、新規に集合処理施設を整備したとしても、接続率の低迷が予想されます。</p>
個別処理施設 整備の問題点	<p>①施設整備は地域住民の意思に委ねられることから、早急な水環境・生活環境の改善には、住民の方々への意識啓発が必要です。</p> <p>②維持管理についても、個人管理となることから、適正な維持管理の徹底が難しいという側面があります。</p>

3.3.2 今後取り組むべき課題

今後の施設を整備するための取り組むべき課題は、以下の通りです。

施設整備の 課題	<p>①将来人口に基づく集合処理と個別処理との費用比較を行い、処理区と処理方式設定の参考とします。</p> <p>②集合処理区域については、污水处理施設が持つ「水質保全、地域環境の改善などの公益性、悪臭がなくなるなどの利便性」を説明し、事業の必要性を理解してもらい、事業への合意や持続率の向上を図ります。</p> <p>③個別処理区域については、合併処理浄化槽への転換、新規整備を推進するとともに適正な維持管理を啓発します。</p>
---------------------	--

3.3.3 施設整備に関する基本方針

以上の問題点と課題を踏まえ、本町の污水处理人口普及率を増加させていくための基本方針を、以下の通りで考えます。

施設整備の 基本方針	<p>①本町では、生活環境の改善、勝浦川水系の水質保全を図るため、污水处理施設の整備・普及を効率的に実施します。</p> <p>②集合処理と個別処理の費用比較を基本とするが、町財政の状況、集合処理事業の経営的視点、処理場用地の確保の見込み、住民の意識等を総合的に考慮し、町として最もふさわしい処理方式を設定します。</p> <p>③污水处理施設の早期概成に向けたアクションプランの目標年次は、令和8年度とします。既存施設の効率的な改築・更新や運営管理については、長期を見据えて目標年次を令和17年度とします。</p> <p>④アクションプランにおいて、污水处理施設の早期概成を目指します。</p> <p>⑤個別処理区域では、主に個人設置型の合併処理浄化槽の整備を推進していきます。</p>
-----------------------	--

3.4 検討単位区域の設定

検討単位区域とは、集合処理と個別処理の優位性を比較検討する上での、一定の家屋集合体です。集合処理と個別処理の比較を行うための検討単位区域の設定作業は、「既整備区域」と「既整備区域以外」の検討単位区域（以下、「単位区域」という。）に分けて行います。

3.4.1 既整備区域等の把握・設定

本町では、「横瀬地区農業集落排水施設」及び「玉の木・五十田団地コミュニティ・プラント」による汚水処理が行われており、これらの既に整備が終了している区域を既整備区域として設定します。また、既整備区域の周辺にある家屋については、家屋の取り込みは行わないこととします。

【備考】周辺家屋の取り込みを行わない理由

確定区域以外の集落を集合処理区域として取り込むには既存施設の増設が必要ですが、本町の農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラント処理施設は施設整備が完了しているため、新設を行う予定がありません。このため、他の集落を集合処理区域として取り込むことはできないことから、取り込みの処理をしていません。

3.4.2 既整備区域等以外の検討単位区域の設定

既整備区域以外の単位区域は、本来であれば表 3-3 に示す「集合処理及び個別処理の特徴」や、表 3-4 に示す「集合処理区域となる場合の汚水処理施設整備事業の採択基準の目安」、現況の家屋分布、地形的条件（道路、河川、水路等）、土地利用・水利用の状況、住民の日常生活圏を必要に応じて考慮し正確かつ高精度に設定することが望ましいと考えられますが、実態把握の困難性及び前々回・前回構想策定時から人口の減少や、専門学校、工場等の新設はあるものの、区域設定に影響するものではないため、これまでと同様の単位区域を設定するものとします。

表 3-3 集合処理及び個別処理の特徴

項目	集合処理	個別処理
処理方法	管渠により、区域全体の家庭・学校・工場等の多種多様な汚水を収集し、処理場で一括処理する	各家庭の敷地に浄化槽を設置し、汚水を個別処理する
施設耐用年数	処理場躯体50～70年 機械電気15～35年 管渠50～120年	躯体30～50年 機械7～15年
事業費 (建設費・維持管理費)	市街地や家屋がまとまった集落に対して効率的な整備が可能となり、また、規模が大きくなるとスケールメリットにより、1世帯あたり事業費は、個別処理より経済的となる傾向がある。	家屋が散在した集落において、効率的な整備が可能となり、事業規模によって1世帯あたりの事業費は変わらない。
維持管理主体	自治体や公共団体が維持管理を行う (安定した処理水質を確保できる)	自治体または個人が維持管理を行う (個人で維持管理を行う場合、維持管理状況によっては安定した処理水質の確保ができない場合がある)
供用開始時期	事業規模が大きくと下流から順次着工するため、末端部においては供用開始まで一定の期間が必要となる。	施工に要する期間は、1週間から10日程度で、すぐに汚水処理の効果が発現する。

(出典) 徳島県汚水処理構想策定マニュアル(令和3年3月)のP38より引用

表 3-4 集合処理区域となる場合の汚水処理施設整備事業の採択基準の目安

区分	対象地域	対象人口	備考
公共下水道	主として市街地	・特になし	
特定環境保全公共下水道	市街化区域(市街化区域が設定されていない都市計画区域にあつては既成市街地及びその他の地域)以外の地域	・1,000人以上10,000人以下	水質保全上特に緊急に下水道の整備を必要とする地区においては、1,000人未満も実施可能
農業集落排水施設	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする区域を含む。)内の農業集落	・概ね1,000人以下 ・概ね20戸以上 (北海道、離島、沖縄、奄美にあつては10戸)	市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整により、1,000人以上でも実施可能
漁業集落排水施設	漁業依存度または漁家比率が第1位の漁業集落 漁業集落排水施設のみを整備する場合には、漁港漁場整備法の規定により指定された漁港の背後に位置する集落	・100人以上5,000人以下 (北海道、離島、沖縄、奄美にあつては、50人以上5,000人以下)	
林業集落排水施設	森林法により指定された森林整備市町村若しくは林業振興地域育成対策事業実施要綱により指定された林業振興地域または市町村森林整備計画策定等事業実施要領による森林整備推進市町村の区域	・概ね1,000人以下 ・概ね20戸以上 (北海道、離島、沖縄、奄美にあつては10戸)	
簡易排水施設	今後とも農林漁業が地域の主要な産業であることが見込まれる地域であつて、自然的、社会的、経済的諸条件に恵まれない振興山村地域(山村振興法により指定)等	・10戸以上20戸未満	
小規模集合排水処理施設	特に制限なし	・原則として2戸以上20戸未満	
コミュニティ・プラント	特に制限なし	・101人以上30,000人以下	

注1. 事業種別の選定についての詳細については、第5章を参照されたい。

注2. 事業種別の対象地域、対象人口の詳細については、当該事業の要綱、要領等を参照されたい。

(出典) 徳島県汚水処理構想策定マニュアル(令和3年3月)のP39より引用

3.4.3 検討単位区域に係る基礎データ

集合処理と個別処理の比較を行うための単位区域における将来人口、将来家屋数、管渠延長等の基礎データは、以下を設定します。

将来人口	経済比較で必要となる令和 17 年度における単位区域の将来人口は、前述の 3.2.1 で設定した令和 17 年度の将来人口を、前回構想の令和 12 年度における単位区域の人口比率で按分して設定します。
将来世帯数	将来世帯数は、上段の単位区域の将来人口を、前述の 3.2.1 で設定した令和 17 年度の行政人口及び家屋数から算出した 2.08 人/世帯（1 世帯当たり人員=4,069 人/1,953 世帯）で除して設定します。
事業所等の 換算人口、 換算戸数	一般世帯以外の学校、事務所ビル、工場等の事業所については、徳島県汚水処理構想策定マニュアル記載の「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS1 A 3302-2000）」（表 3-5）を参考に、処理対象人員（表 3-6）を算出し、換算家屋数戸数を求め、単位区域毎の将来人口、将来世帯数に換算します。
管渠延長等	検討単位区域内を整備するのに必要な管渠延長やマンホールポンプの基数は、地形図等によって想定することで、その延長、個数を集計することが考えられますが、前記のとおり、検討単位区域は前回構想と同様の単位区域を設定するため、管渠延長、マンホールポンプ基数についても前回構想同様とします。
用地費単価	用地費単価は、本町の令和 2 年土地代総平均から 1.8 万円/m ² として設定します。
一人当たり 汚水量	前述の 3.2.2 で設定した日最大汚水量原単位（=0.27m ³ /人・日）を用います。

表 3-5 建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS1 A 3302-2000)

類似用途 番号	建築用途		処理対象人員		
			算定式	算定単位	
2	住宅施設関係	学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設	$n = P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	
4	医療施設関係	病院・療養所・伝染病院 業務用厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	300床未満の場合	$n = 8B$	n : 人員 (人) B : ベット数 (床)
			300床以上の場合	$n = 11.43(B - 300) + 2,400$	
		業務用厨房設備又は洗濯設備を設けない場合	300床未満の場合	$n = 5B$	
			300床以上の場合	$n = 7.14(B - 300) + 1,500$	
8	学校施設関係	保育所・幼稚園・小学校・中学校	$n = 0.2P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	
		高等学校・大学・各種学校	$n = 0.25P$		
9	事務所関係	事務場	業務用厨房設備を設ける場合	$n = 0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)
			業務用厨房設備を設けない場合	$n = 0.06A$	
10	作業場関係	工場・作業所・研究所・試験所	業務用厨房設備を設ける場合	$n = 0.75P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)
			業務用厨房設備を設けない場合	$n = 0.30P$	

(出典) 徳島県汚水処理構想策定マニュアル (令和3年3月) の P31、P32 より引用して編集

表 3-6 学校・事務所・工場等の換算家屋数

番号	ブロック番号	施設名称	JIS A 3302-2000 区分	職員等定員数 (人)	換算式	処理対象人員 (人)	住所	備考
1	A-1	徳島医療福祉専門学校	学校施設関係	270	$n = 0.25P$	67	三湊字平128番地の1	
2	B-9	県立小松島西高等学校勝浦校		117	$n = 0.25P$	29	久国字屋原1番地	
3	B-9	勝浦中学校		109	$n = 0.2P$	21	久国字久保田45番地1	
4	A-1	横瀬小学校		92	$n = 0.2P$	18	三湊字上川原13番地2	
5	B-11	生比奈小学校		128	$n = 0.2P$	25	中角字豊田1番地	
6	B-11	勝浦こすもす保育園		95	$n = 0.2P$	19	中角字豊田29番地	
7	A-1	勝浦みかん保育園		66	$n = 0.2P$	13	三湊字上川原28番地1	
8	B-8	勝浦病院	医療施設関係	86	$n = 8B$	968	棚野字竹国13番地2	病床数121床、業務用厨房・洗濯設備あり
9	B-8	喜楽苑	住宅施設関係	320	$n = P$	320	棚野字竹国13番地1	
10	B-11	(株)ナカテツ第1工場	作業場関係	65	$n = 0.30P$	19	中角字前山77番地	業務用厨房設備なし
11	B-18	(株)ナカテツ第2工場		179	$n = 0.30P$	53	沼江字大原5番地11	業務用厨房設備なし
12	B-10	キンキサイン(株)徳島工場		57	$n = 0.30P$	17	生名字屋敷5番地	業務用厨房設備なし
13	B-9	勝浦町役場	事務所関係	84	$n = 0.06A$	131	久国字久保田3番地	延べ面積2,198㎡、業務用厨房設備なし

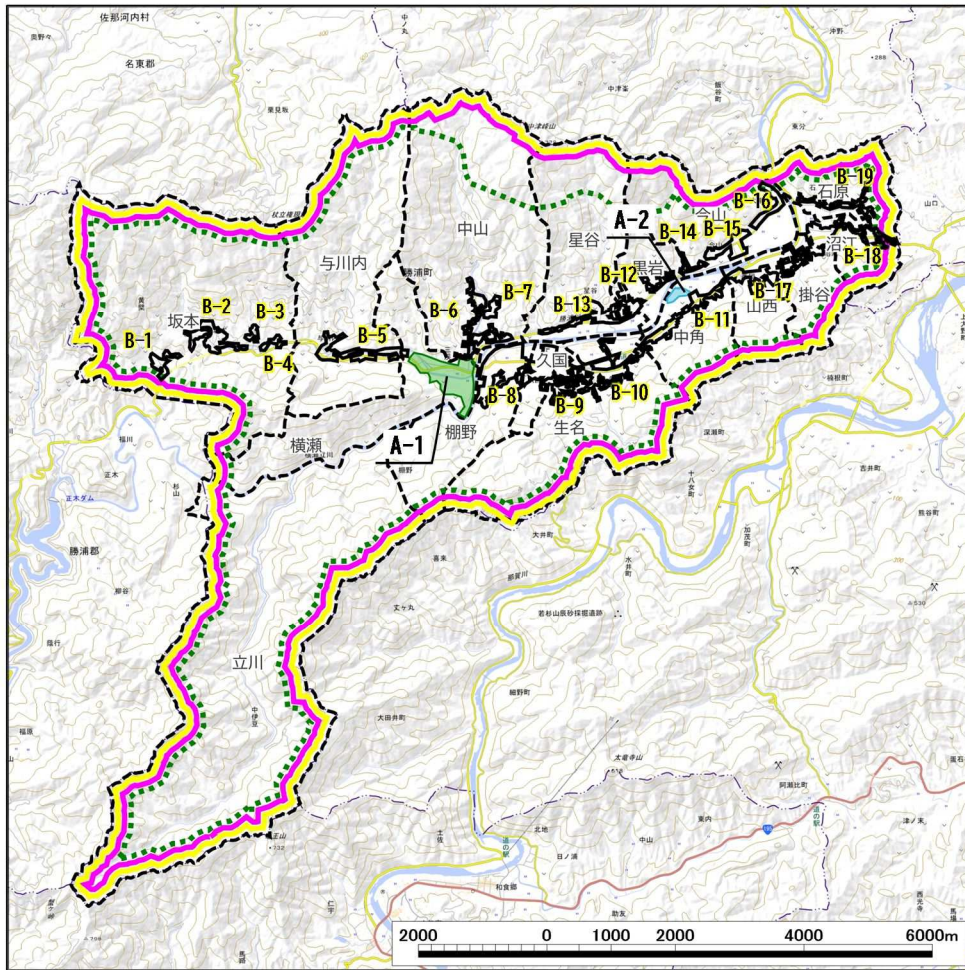
3.4.4 検討単位区域の設定の結果

既整備区域等以外の区域の集落や家屋について、これらを一定のまとまり毎に囲むことで検討単位区域の設定を行います。

前記のとおり、前回構想と同様に各検討区域 B-1～B-19 までの 19 カ所の検討単位区域を設定した結果を表 3-7 と図 3-3 に示します。

表 3-7 検討単位区域（既整備区域等以外）の設定の結果

集合処理 区域の 番号	地区名	区域面積 (ha)	区域内の将来人口等（将来フレーム想定年次 令和17年度）						一般世帯以外の 事業所および 公共施設等	管渠延長 (m)	マンホール ポンプ 基数 (基)	その他特記事項
			定住家屋		定住換算		概略下水量					
			戸数 (戸)	人口 (人)	戸数 (戸)	対象人員 (人)	日平均 (m ³ /日)	日最大 (m ³ /日)				
B-1	坂本地区	6.8	23	47	23	47	12	13		1,530	1	
B-2	坂本地区	15.4	78	162	78	162	42	44		3,156	0	
B-3	坂本地区	2.9	16	34	16	34	9	9		635	1	
B-4	坂本地区	3.0	26	55	26	55	14	15		630	0	
B-5	与川内地区	20.1	110	229	110	229	60	62		3,620	3	
B-6	中山地区	18.5	99	207	99	207	54	56		4,505	1	
B-7	中山地区	4.5	25	53	25	53	14	14		775	0	
B-8	棚野地区	41.1	214	445	832	1,733	454	468	病院1、 老人ホーム1	7,205	8	
B-9	久国地区	24.8	113	236	186	388	102	105	高校1、中学校1、 役場1	4,975	2	
B-10	生名地区	31.2	226	470	234	487	127	131	工場1	8,795	7	
B-11	中角地区	18.7	132	274	162	337	88	91	小学校1、保育園 1、工場1	4,405	2	
B-12	黒岩地区	5.3	33	68	33	68	18	18		1,585	0	
B-13	星谷地区	22.1	124	258	124	258	68	70		5,110	1	
B-14	今山地区	3.6	20	41	20	41	11	11		1,065	0	
B-15	今山地区	12.2	57	119	57	119	31	32		2,190	0	
B-16	今山地区	9.0	12	25	12	25	7	7		1,275	0	
B-17	山西地区	13.4	73	152	73	152	40	41		2,680	0	
B-18	掛谷・沼江地区	28.4	135	282	161	335	88	90	工場1	6,600	1	
B-19	石原地区	12.7	69	143	69	143	37	39		3,665	0	



名 称		記 号	色	
汚 水 処 理 施 設	農業集落排水（既整備区域）		緑	
	農業集落排水（事業化区域）		緑斜線	なし
	農業集落排水（未事業化区域）		緑枠	なし
	漁業集落排水（既整備区域）		紫	なし
	林業集落排水（既整備区域）		茶	なし
	コミュニティ・プラント（既整備区域）		水色	
	小規模集合排水処理施設（既整備区域）		黄緑	なし
	民間設置による集中浄化槽（既整備区域）		黒点	なし
	市町村設置型浄化槽		淡桃	
	個人設置型浄化槽		淡黄	
	既整備区域等以外の検討単位区域		黒枠	

名 称	記 号	色	
行政区域界		黒	
都市計画区域界		黒	なし
市街化区域		水色	なし
農業振興地域		緑	
漁港区域		紫	なし
将来開発予定区域		灰色	なし
集合処理の区域番号	A-O	黒	
既整備区域等以外番号	B-O	黒	
個別処理の区域番号	C-O	黒	なし
将来開発予定の区域番号	D-O	黒	なし

図 3-3 集合処理区域設定図（接続検討状況図）

3.5 処理区域の設定

3.5.1 経済性を基にした集合処理・個別処理の比較

前述の3.4.4で設定した単位区域を対象に、集合処理と個別処理の有利性を比較します。両者の比較については、図3-4に示した様に経済性を基にして比較を行います。

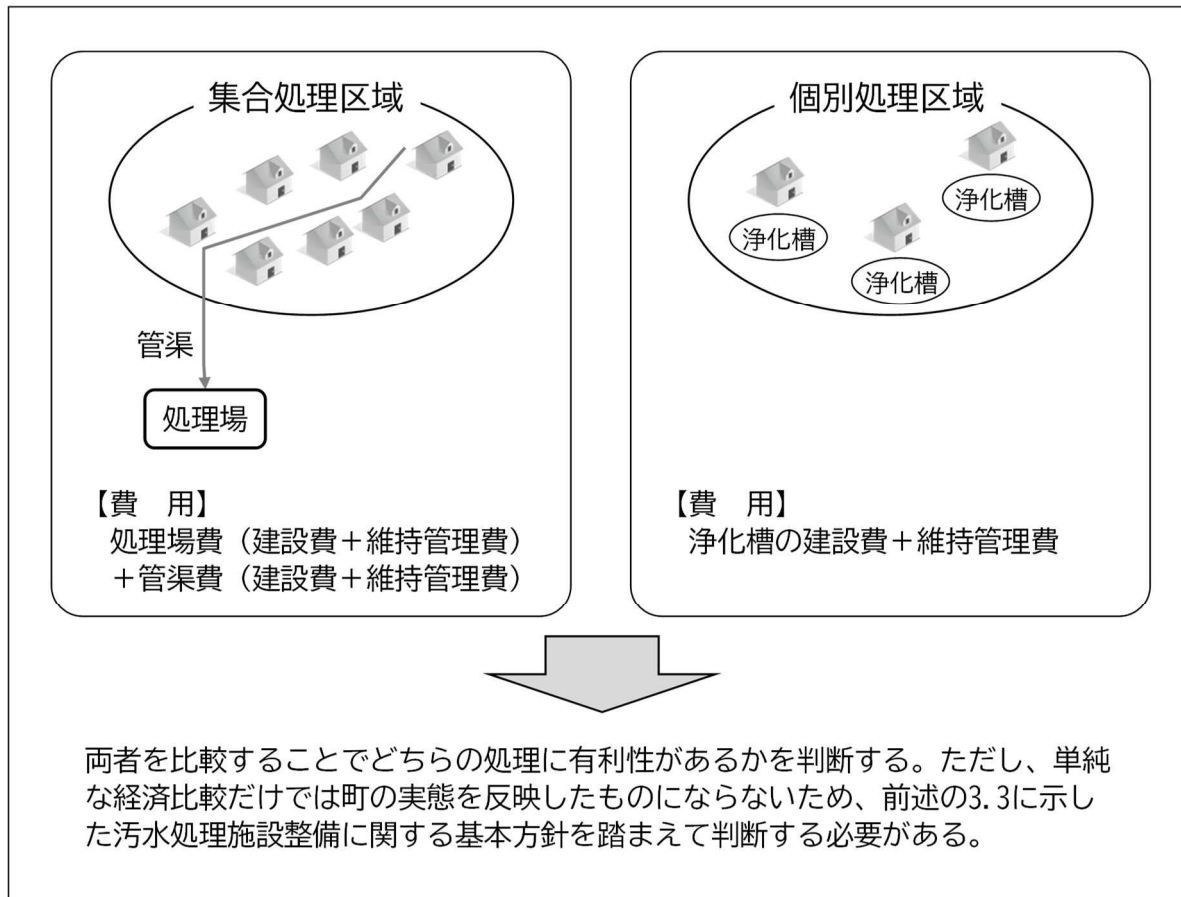


図 3-4 検討単位区域における集合処理と個別処理の判定イメージ

経済性の判定には、表 3-8 の徳島県污水処理構想策定マニュアル (R3.3) に示されている費用関数を適用します。

表 3-8 費用関数一覧

項目		費用	耐用年数	出典
処理場	建設費	下水道 $Qd < 300$ $Ct = 1,468 \times Qd^{0.49}$ $300 \leq Qd < 1,300$ $Ct = 50,500 \times (Qd/1000)^{0.64}$ $1,400 \leq Qd \leq 10,000$ $Ct = 138,000 \times (Qd/1000)^{0.42} \times (103.3/101.5)$ $10,000 \leq Qd \leq 500,000$ $Ct = 155,000 \times (Qd/1000)^{0.58} \times (103.3/101.5)$ (焼却なし) ただし、Ct: 処理場建設費 (万円) Qd: 日最大汚水量 (m3/日)	33	②
		集落排水 $Y = 227.12 \times X^{0.6663}$ ただし、Y: 処理場建設費 (万円) X: 計画人口 (人)		
	用地費	下水道 $C1 = C1u \times At$ $1,400 \leq Qd \leq 10,000$ $At = 6250 \times (Qd/1000)^{0.47}$ $10,000 \leq Qd$ $At = 4590 \times (Qd/1000)^{0.62}$ Qd: 日最大汚水量 (m3/日)	50	③
		集落排水 $C1 = C1u \times S \times 3$ $S = -3 \times 10^{-5} \times \chi^2 + 0.2724 \times \chi + 101.09$ (※農集排: 維持管理スペースは別途考慮すること) χ : 処理人口 (人)		
	維持管理費	下水道 $Qd < 300$ $MT = 16.6 \times Qd^{0.66}$ $300 \leq Qd \leq 1,300$ $MT = 1,900 \times (Qd / 1,000)^{0.78}$ $1,400 \leq Qd \leq 10,000$ $MT = 2,860 \times (Qd / 1,000)^{0.58} \times (103.3 / 101.5)$ $10,000 \leq Qd \leq 500,000$ $MT = 1,880 \times (Qd / 1,000)^{0.69} \times (103.3 / 101.5)$ (焼却なし) ただし、MT: 処理場維持管理費 (万円/年) Qd: 日最大汚水量 (m3/日)	-	②
		集落排水 $Y = 10.441 \times X^{0.6131}$ ただし、Y: 処理場維持管理費 (万円/年) X: 計画人口 (人)		
管渠	建設費	下水道	72	①
		集落排水		②
	維持管理費	下水道	-	②
		集落排水	-	②
マンホールポンプ	建設費	下水道	25	①
		集落排水		①
	維持管理費	下水道	-	②
		集落排水		②
浄化槽	建設費	91.9万円/基	32	①②
	維持管理費	7.0万円/基/年		

(1) 数値及び数式は、全国及び県内実績の平均値より算定したものであるため、各地方自治体において可能な限り地域の実情に応じて算出した数値を用いること。特に、合併処理浄化槽の維持管理費は、地域ごとにばらつきが大きいことから、地域の実情に応じて数値を修正すること。

(2) 出典の説明

- ① 県実績
- ② 効率的な污水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル(案)及び「污水処理施設の効率的な整備の推進について(三省連名通知)」の関連通知
- ③ 流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説
- ④ 農業集落排水施設設計指針

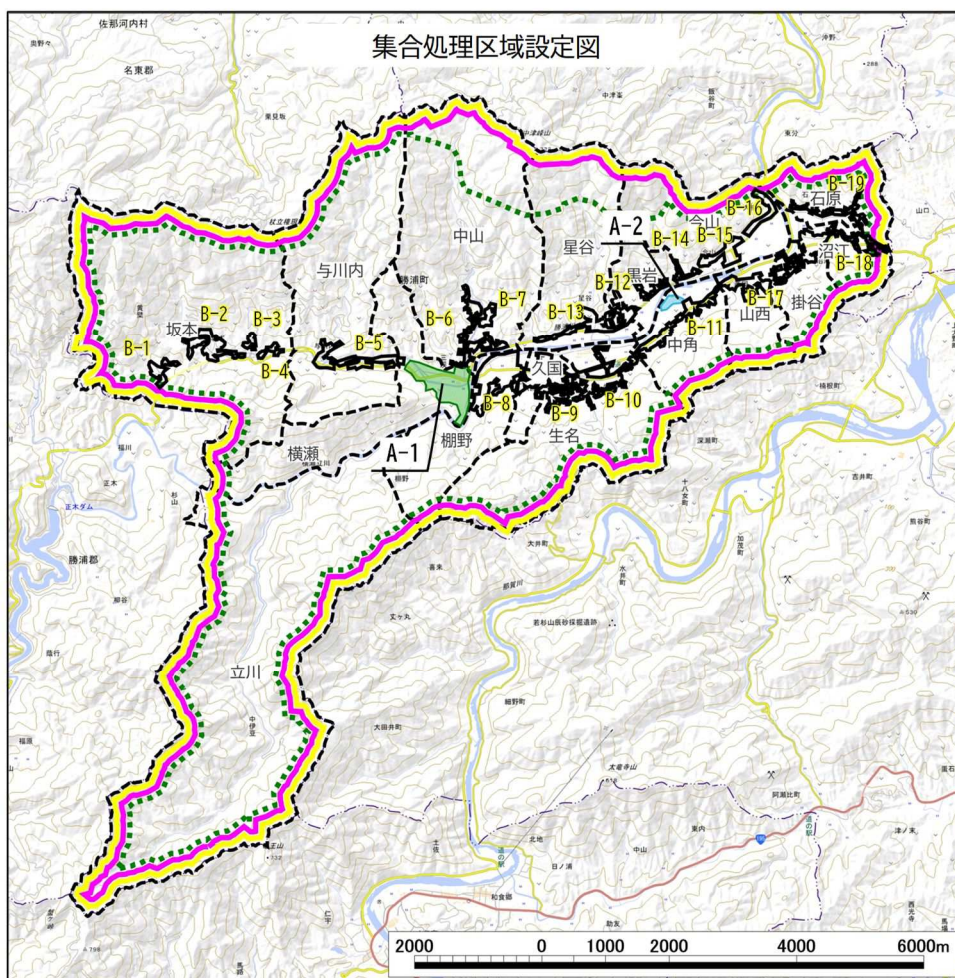
※ 合併処理浄化槽建設費及び維持管理費は、5人槽と7人槽の設置比率を6:4として設定した。

(出典) 徳島県污水処理構想策定マニュアル(令和3年3月)のP34より引用

各区域の集合処理と個別処理の経済性を比較した結果を、表 3-9 にまとめました。検討した 19 区域のうち、11 区域で集合処理が有利になる結果でした。

表 3-9 経済性比較結果

集合処理 区域の 番号	地 区 名	集合処理							個別処理			経済比較結果 集合処理が 有利かどうか	(参考) 前回構想 経済比較結果	
		建設費 (万円/年)				維持管理費 (万円/年)			計 (万円/年)	建設費 (万円/年)	維持管理費 (万円/年)			計 (万円/年)
		管渠	処理場	用地	マンホール ポンプ	管渠	処理場	マンホール ポンプ						
B-1	坂本地区	119	90	4	24	5	93	22	357	66	161	227	×	×
B-2	坂本地区	245	204	5	0	10	207	0	672	224	546	770	○	○
B-3	坂本地区	49	72	4	24	2	76	22	249	46	112	158	×	×
B-4	坂本地区	49	99	4	0	2	103	0	258	75	182	257	×	○
B-5	与川内地区	282	257	6	72	11	259	66	952	316	770	1,086	○	○
B-6	中山地区	350	240	6	24	14	242	22	899	284	693	977	○	○
B-7	中山地区	60	97	4	0	2	101	0	265	72	175	247	×	×
B-8	棚野地区	560	990	17	192	22	950	176	2,908	2,389	5,824	8,213	○	○
B-9	久国地区	387	365	7	48	15	363	44	1,230	534	1,302	1,836	○	○
B-10	生名地区	684	425	8	168	27	420	154	1,887	672	1,638	2,310	○	○
B-11	中角地区	343	333	7	48	14	332	44	1,119	465	1,134	1,599	○	○
B-12	黒岩地区	123	115	4	0	5	119	0	366	95	231	326	×	×
B-13	星谷地区	397	278	6	24	16	279	22	1,023	356	868	1,224	○	○
B-14	今山地区	83	82	4	0	3	86	0	258	57	140	197	×	×
B-15	今山地区	170	166	5	0	7	170	0	518	164	399	563	○	○
B-16	今山地区	99	59	4	0	4	62	0	228	34	84	118	×	×
B-17	山西地区	208	196	5	0	8	199	0	616	210	511	721	○	○
B-18	掛谷・沼江地区	513	331	7	24	20	330	22	1,248	462	1,127	1,589	○	○
B-19	石原地区	285	188	5	0	11	191	0	680	198	483	681	○	×



3.5.2 処理区域の決定

集合処理と個別処理の経済性を比較した結果、いくつかの集合処理が有利と判定されましたが、基本方針及び以下の理由により、既整備処理区域以外については『合併処理浄化槽による個別処理によって対応していく』こととします。

なお、一般的な合併処理浄化槽の性能はBOD除去率が90%以上、処理水質BOD 20mg/L以下程度であり、公共下水道における二次処理と同程度の処理が可能です。

(1)集合処理事業の整備時期による課題

現在の町財政の状況では、新規の集合処理事業の着手が困難であるのが認めなければならない現実です。他方で、本町では合併処理浄化槽の人口が毎年2%前後の割合で増加（表3-10）しており、新規の集合処理施設整備に着手できない状況では、今後も同程度の合併処理浄化槽人口の増加が見込まれます。

この状況が続き、集合処理施設の整備が遅れば遅れるほど、新規の集合処理施設整備に対する住民の合意形成が難しくなるのは言うまでもありません。さらに、新規の集合処理施設整備を行わなかったとしても、成り行きで合併処理浄化槽が増加していくだけでなく、本構想を推進していくことでアクションプランの目標年次である令和8年度に汚水処理施設の普及率が70%程度まで増加する見通しが予想されました。

以上のことから、経済性で集合処理が有利な区域があったとしても、新規に着手することが困難と言えます。

表 3-10 生活排水処理の現状

項目	過去の状況・現状											
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	
計画処理区域内人口	6,149	5,965	5,828	5,758	5,689	5,604	5,492	5,436	5,331	5,219	5,108	
合併処理浄化槽	汚水衛生処理人口	1,384	1,583	1,735	1,814	1,883	1,905	1,990	2,043	2,077	2,148	2,173
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	22.5%	26.5%	29.8%	31.5%	33.1%	34.0%	36.2%	37.6%	39.0%	41.2%	42.5%
	対前年度増加率	-	4.0%	3.2%	1.7%	1.6%	0.9%	2.2%	1.3%	1.4%	2.2%	1.4%

(2)高齢化による接続率の低迷の懸念

実際の集合処理事業の経営においては、経済比較では評価されない「高齢化」を強く念頭に置いて検討する必要があります。本町は過疎化・高齢化が非常に進行しており、その中での個人の経済的な事情も相まって集合処理施設への接続を不要と判断し、現状のままで続けていきたいと希望する世帯が数多く見受けられます。

本町の人口減少が続く中で集合処理を整備したとしても、接続率が低迷してしまうと集合処理事業の経営が悪化するばかりではなく、生活環境や水環境の改善にも繋がらないと考えられます。

(3)汚水処理場用地の問題

汚水処理場用地は下流の平地を予定していましたが、地域住民の賛成が得られていない状況から、用地確保が困難となっています。

(4)集合処理施設に対する住民意識

本町で整備済みの集合処理区域のうち、横瀬地区農業集落排水施設においては、維持管理に毎年約1,000万円程度の費用が必要です。この支出は本町の財政への負担が非常に大きく、昨今の厳しい町財政の状況では、さらなる負担を処理区域内住民に求めていく必要があります。

このような状況から、集合処理施設は多大な財政負担を伴うとのイメージが町民の意識に広がっています。

以上の(1)～(4)の理由により、既整備処理区域以外については合併処理浄化槽による個別処理によって対応していくことが、町の実態に合った的確な方針であると考えられます。

3.5.3 その他の接続検討

「集合処理区域と個別処理区域」及び「集合処理区域同士」の接続検討については、前記のとおり、既整備区域以外は合併処理浄化槽による個別処理で対応していくため、検討から除外しました。

3.5.4 処理区域の設定まとめ

以上の検討結果を踏まえた処理区域の設定について、表 3-11 にまとめました。

表 3-11 処理区域の設定まとめ

処理区 の番号	処理区名	整備手法 の選定	処理区の接続検討結果		区域面積 (ha)	区域内の将来人口等(将来フレーム想定年次 令和17年度)						経済比較 結果 集合処理が 有利かどうか	処理区域の設定における総合的判断					
			集合処理等 区域番号	周辺 家屋		定住家屋		定住換算		概略下水量			整備時期	水質保全効果による 必要性の確認	地域特性による 必要性の確認	住民意向による 必要性の確認	その他	
						戸数 (戸)	人口 (人)	戸数 (戸)	対象人員 (人)	日平均 (m ³ /日)	日最大 (m ³ /日)							
A-1	横瀬地区	農集	A-1(確定)		26	245	514	293	612	160	165	-	-					現在の事業形態を維持・管理する。
A-2	町宮玉の木・五十 田団地	コミプラ	A-2(確定)		1	18	39	18	39	10	11	-	-					現在の事業形態を維持・管理する。
B-1	坂本地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		6.8	23	47	23	47	12	13	×	アクションプラン5年 整備完了14年					経済比較の結果、いくつかの区域において集合処理が有利と判断されたが、以下の理由により、合併処理浄化槽による個別処理によって対応する。 ・町財政の状況から、当面は新規の集合処理事業の着手が困難である。 ・新規の集合処理施設整備を行わなくても、合併処理浄化槽の増加により、汚水処理人口普及率の向上が図れる。 ・過疎化・高齢化の進行により、集合処理施設への接続率低下が懸念される。 ・汚水処理場の用地について、地域住民の賛成が得られていない状況から、用地確保が困難である。 ・合併処理浄化槽の性能は、浄化槽法により800除去率90%以上、処理水質BOD20mg/l以下に定められており、農業集落排水施設等と同程度の水質保全効果がある。
B-2	坂本地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		15.4	78	162	78	162	42	44	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-3	坂本地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		2.9	16	34	16	34	9	9	×	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-4	坂本地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		3.0	26	55	26	55	14	15	×	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-5	与川内地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		20.1	110	229	110	229	60	62	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-6	中山地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		18.5	99	207	99	207	54	56	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-7	中山地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		4.5	25	53	25	53	14	14	×	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-8	棚野地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		41.1	214	445	832	1,733	454	468	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-9	久国地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		24.8	113	236	186	388	102	105	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-10	生名地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		31.2	226	470	234	487	127	131	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-11	中角地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		18.7	132	274	162	337	88	91	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-12	黒岩地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		5.3	33	68	33	68	18	18	×	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-13	星谷地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		22.1	124	258	124	258	68	70	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-14	今山地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		3.6	20	41	20	41	11	11	×	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-15	今山地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		12.2	57	119	57	119	31	32	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-16	今山地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		9.0	12	25	12	25	7	7	×	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-17	山西地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		13.4	73	152	73	152	40	41	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-18	掛谷・沼江地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		28.4	135	282	161	335	88	90	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-19	石原地区	市町村設置型及び個人設置型浄化槽	-		12.7	69	143	69	143	37	39	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
C-1	-	市町村設置型浄化槽	-		6662.3	105	216	105	216	27	58	-	アクションプラン5年 整備完了14年					上記B1～B19の検討結果のとおり、既整備の集合処理区域以外の地域は、合併処理浄化槽(市町村設置型、個人設置型)の整備を進めていく。

第 4 章 整備・運営管理手法の選定

4.1 事業手法の選定

本節では、前述の 3.5 で設定した各処理区域を対象として、どのような污水处理施設整備事業を適用するかの検討を行い、整備・運営管理手法を選定します。次ページの表 4-1 に「污水处理施設の比較（事業概要）」を示します。

本町の污水处理施設事業としては、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント、浄化槽市町村整備推進事業、個別排水処理施設整備事業、浄化槽（個人設置）が該当し、それぞれの特性を踏まえて、以下の様に選定しました。

既整備区域	既整備区域は、農業集落排水事業（横瀬地区）、コミュニティ・プラント（町営玉の木・五十田団地）があり、それぞれ污水处理施設が供用中であることから、各既整備区域においては、現状の事業手法を継続し、今後も効率的な污水处理事業の経営を進めることとします。
個別処理区域	既整備区域以外については、個別処理区域として位置付け、個別排水処理施設整備事業、浄化槽（個人設置）による事業を展開します。



区 域	整備手法	選定理由
横瀬地区	農業集落排水	現況による
町営玉の木・五十田団地	コミュニティ・プラント	現況による
その他	個別排水処理施設整備事業 浄化槽（個人設置）	地域の特性による

表 4-1 汚水処理施設の比較（事業概要）

区分	農業集落排水事業	コミュニティ・プラント	浄化槽市町村整備推進事業	個別排水処理施設整備事業	浄化槽（個人設置）
目的	農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。	地方公共団体が地域し尿処理施設を設置し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	水道水源の保全のために、生活排水対策の緊急性が高い地域において市町村が設置主体となつて個別浄化槽の面的整備を行う。	下水道や農業集落排水施設等により汚水等を集合的に処理することが適当でない地域について、生活雑排水等の処理の促進を図る。	下水道未整備地域における雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処する。
設置主体 維持管理主体	地方公共団体、土地改良区等	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	個人
根拠法又は 予算上の措置	農業集落排水事業（集排単独）、農業集落排水資源循環統合補助事業、農村振興総合整備事業、むらづくり総合整備事業、美しい村づくり総合整備事業、村づくり交付金の事業、汚水処理施設整備交付金の事業、農山漁村地域整備交付金のうち農業集落排水事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	浄化槽法 浄化槽市と市町村整備推進事業 循環型社会形成推進交付金の事業 汚水処理施設整備交付金の事業	個別排水処理施設整備事業	浄化槽法 浄化槽設置整備事業 循環型社会形成推進交付金の事業 汚水処理施設整備交付金の事業
制度の 創設時期	集排単独（昭和58年）、農業集落排水資源循環統合補助事業（平成14年）、農村振興総合整備事業（平成13年）、むらづくり総合整備事業（平成15年）、美しい村づくり総合整備事業（平成16年）、村づくり交付金の事業（平成16年）、汚水処理施設整備交付金の事業（平成17年）、農山漁村地域整備交付金のうち農業集落排水事業（平成24年）	廃棄物処理施設設置整備補助（昭和41年）	特定地域生活排水処理施設（平成6年） 循環型社会形成推進交付金の事業（平成17年） 汚水処理施設整備交付金の事業（平成17年）	個別排水処理施設（平成6年）	浄化槽（昭和62年） 変則浄化槽（昭和63年）
対象地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする区域を含む。）内の農業集落	特に制限なし	浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域であつて、環境大臣が適当と認める地域	①下水道、農業集落排水施設等の集合排水処理施設に係る処理区域の周辺地域（単年度あたり20戸未満の住宅を整備）	ア 下水道法予定処理区域以外の地域であつて脚注※の（ア）から（キ）のいずれかに該当する地域であること。 イ 下水道の整備が当分の間（原則として七年以上）見込まれない下水道事業計画区域内の地域であつて、脚注※の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する地域であること。 ウ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第5条の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域
対象人口	原則として概ね1,000人程度なお、1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	101人～30,000人	住宅戸数20戸以上（離島地域等にあっては、10戸以上）	原則として住宅戸数20戸未満	特に制限なし

※浄化槽設置整備事業の対象地域

（ア）湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域

（イ）水質汚濁防止法（昭和45年法律第139号）第14条の7第1項に規定する生活雑排水対策重点地域

（ウ）水道水源の流域

（エ）水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域

（オ）水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域

（カ）自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園等優れた自然環境を有する地域

（キ）その他人口増加が著しい等上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域

（出典）徳島県汚水処理構想策定マニュアル（令和3年3月）のP58、P59より引用して編集

4.2 事業間連携の検討

汚水処理施設を効率的に整備・運営管理を行うために、施設の整備状況、老朽化の度合い、改築の予定等について把握し、汚水処理施設の連携方策を検討します。

本町では、農業集落排水事業（横瀬地区）、コミュニティ・プラント（町営玉の木・五十田団地）による汚水処理施設が供用中であり、各汚水処理施設については、適切な役割分担のもと、計画的に整備されてきました。しかしながら、現在の社会情勢においては少子高齢化と人口減少社会、市町村合併による行政区域の再編、依然として厳しい地方財政状況等があります。これらの逆風に対して的確に対応するためには、各施設の整備進捗や老朽化の度合いや施設改築予定等の状況を把握し、汚水処理施設の連携方策を検討し、より効率的な汚水処理施設の整備や管理を行うことが重要です。

これまで、多くの地方公共団体において実施されてきた汚水処理施設の連携事業としては、表 4-2 の事業があります。検討の結果、勝浦町においては、前述のとおり「集合処理施設整備の新規着手は行わない」、「既整備区域以外は合併処理浄化槽による個別処理で対応する」等の方針のため、汚水処理施設の事業間連携の予定はありません。

以上を踏まえ、事業間連携については、「勝浦町総合計画」や「一般廃棄物処理計画」等との整合性を図りながら検討を進めていきます。

表 4-2 事業間連携に関する方策

制度名	地域再生基盤強化交付金 (汚水処理施設整備交付金)	社会資本整備総合交付金	社会資本整備総合交付金
事業名	下水道、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽 —	下水道 特定下水道施設共同整備事業 (スクラム)	下水道、集落排水、浄化槽等 汚水処理施設共同整備事業 (MICS)
制度・事業目的	・地域が自主性・裁量性の高い資金として活用できる交付金制度。 ・3省（農林水産省、国土交通省、環境省）が所管する下水道、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽の2以上の施設を連携して一体的に整備することにより地域再生を図る制度。	・複数小規模都市による下水道施設の共同化・共有化を図ることで、効率的かつ経済的な下水道事業を推進。	・複数小規模都市による下水道施設の共同化・共有化を図ることで、効率的かつ経済的な下水道事業を推進。
制度・事業内容	・地域再生法に基づく、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に対して、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な交付金を交付。	社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、以下施設が交付対象となる。 ・共同水質検査施設 ・移動式汚泥処理施設 ・汚泥運搬施設 ・汚泥処理処分施設 ・共同管理施設 等	社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、以下施設が交付対象となる。 ・共同水質検査施設 ・移動式汚泥処理施設 ・汚泥運搬施設 ・汚泥処理処分施設 ・共同管理施設 等
導入効果	・各事業の進捗状況の変化に対応して、事業間での融通や年度間の事業量の変更が可能。 ・事業調整による効率的な早期水洗化、施設の稼働率の向上。	・コスト縮減（建設・維持管理費）に大きく貢献（概ね2割～5割と幅がある）。 ・維持管理の効率化に寄与。 ・同時期供用による地方公共団体間の協力意識と職員のスキル向上に寄与。 ・住民の下水道に対する意識向上に寄与。 ・公共用水域の保全に寄与。 ・汚泥有効利用の促進に寄与。	・コスト縮減（建設・維持管理費）に大きく貢献。 ・集約化による周辺環境改善への貢献。 ・維持管理の効率化に寄与。 ・一元化による情報管理の容易性と質的向上への寄与。 ・汚泥の有効利用の促進に貢献。 ・遠方監視による故障時の復旧時間短縮と住民サービス低下の防止。 ・集約化による公共用水域の保全に寄与。 ・コンポスト化が住民の意識・関心の向上に寄与
導入にあたっての留意点	・市町村は、地域再生法第5条に基づく「地域再生計画」を策定し、内閣総理大臣の認定が必要。 ・「地域再生計画」の目標を達成するために「汚水処理施設」の整備事項の位置づけが必要。 ・各事業の事業量調整（整備スケジュール調整）。 ・事業完了後の成果について事後評価が必要。	・事業効率性を踏まえた地方公共団体間の施設整備スピードの調整。 ・事業費（移動脱水車設備等）に関する計画と実施の乖離の是正。 ・変更認可書類及び説明資料の作成内容・期間。 ・都道府県及び実施市町村間の事前調整。	・周辺地区住民のコンセンサスの確認。 ・市町合併時等の各地方公共団体保有施設のグレード差への配慮。 ・共同監視施設の設置場所・監視者等効率的体制の明確化。 ・炭化物等再利用先と需要量の把握（実証事例研究等）・省庁間の事前調整と補助対象範囲等の確認。

(出典) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(平成26年1月、国土交通省・農林水産省・環境省)のP56より引用

第 5 章 汚水処理構想

5.1 効率的な運営管理を見据えた整備計画

整備計画は、本町の財政状況、予算、人員等から見た整備可能量、事業の実施順位（優先度）、概算事業費等を勘案し、令和 8 年度及び令和 17 年度における汚水処理施設整備について策定します。

さらに、中長期における既存施設の改築・更新についても考慮します。なお、整備計画の策定にあたっては、長期的な人口動向等を踏まえて、汚水流入量に応じた柔軟かつ機動的な施設整備手法の導入等を検討するものとします。

表 5-1 効率的な運営管理を見据えた整備計画に関する検討事項

検討事項	内容
事業実施優先度の検討	<p>事業優先度の考え方としては、住民からの要望、建設工事の容易性等を考慮するとともに、年間に投資可能な事業費に見合う区域を選定します。</p> <p>なお、「第 4 章 整備・運営管理手法の選定」により適切と判断された整備運営管理手法についても、整備計画の策定では早期整備の観点から弾力的な対応を図ることを検討します。例えば、汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案した上で、集合処理区域が適切と判断された区域であっても、早期概成が困難な地域については、地域住民の意向等を踏まえ、早期概成が可能な個別処理施設等を導入する等の弾力的な対応を検討します。</p>
概算事業費の算定	<p>第 4 章で選定した汚水処理施設を対象に、算出した概算事業費を表 5-2 と表 5-3 にまとめています。整備中及び完了した処理区の概算事業費は、実績値及び計画値に基づき算定し、それ以外については前述の「表 3-8 費用関数」で設定されている費用関数で算出しています。</p>
生活排水処理施設の経営の長期見通しを踏まえた実施可能事業量の検討	<p>上記概算事業費を基に、既整備施設の維持管理費や、合併処理浄化槽整備に係る補助費等を整理するとともに、事業の継続性を確保するために、実施可能事業量を検討し、整備計画に反映します。</p>
効率性・公平性を考慮した整備方針の設定	<p>これまでの内容を踏まえて、各事業の事業実施順位、整備スケジュールを設定します。実施にあたっては、財政を圧迫しないように事業種別間の調整を行う必要があります。</p> <p>ここでは、効率性を考慮することが必要と考えられますが、効率性のみを重視することなく、町内の各地区の公平性も勘案し、地区ごとの汚水処理施設の整備に大きな相違が生じないような計画とします。</p>

表 5-2 最終汚水処理施設計画区域調書

区域 番号	事業名称	処理区域名	事業期間	完了 未完 の別	処理施設の位置	処理方式	区域面積 (ha)			整備区域内人口 (人)			事業費 (百万円)			日平均汚水量 (m ³ /日)			日最大汚水量 (m ³ /日)			放流先	備考	
							全体計画 (令和17年度)	アクションプラン (令和8年度)	既整備 (R2末)	全体計画 (令和17年度)	アクションプラン (令和8年度)	既整備 (R2末)	全体計画 (令和17年度)	アクションプラン (令和8年度)	既整備 (R2末)	全体計画 (令和17年度)	アクションプラン (令和8年度)	既整備 (R2末)	全体計画 (令和17年度)	アクションプラン (令和8年度)	既整備 (R2末)			
A-1	横瀬地区農業集落排水施設	横瀬地区	H4年4月～ H9年3月	完	勝浦町大字三溪字下 川原21-1	回分式活性汚泥 法	26.0	26.0	26.0	514	573	615	0	0	0	160	176	187	165	181	193	水路→ 坂本川→勝 浦川		
A-2	町営玉の木・五十田団 地コミュニティ・プラ ント	町営玉の木・ 五十田団地	S59年9月～ S60年1月	完	勝浦町大字中角	接触ばっき法	1.0	1.0	1.0	39	43	47	0	0	0	10	11	12	11	12	13	水路→ 中角川→勝 浦川		
C-1	市町村設置型浄化槽整 備推進事業	全域	H2年4月～ R17年3月	未	-	-	-	-	111	111	111	16	16	16	-	-	-	-	-	-	-	-		
C-2	個人設置型浄化槽整備 推進事業	全域	H2年4月～ R17年3月	未	-	-	-	-	2,995	2,221	1,685	720	554	437	-	-	-	-	-	-	-	-		

表 5-3 合併処理浄化槽の概算事業費の算定及び汚水処理人口普及率の推移

項目		R1年度	基準年度 R2年度	策定年度 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 ※中期目標	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度 ※長期目標	
当該年度 合併処理浄化槽設置数 (基数)				20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
内訳	市町村設置			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	設置費用 (万円)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	費用累計 (万円)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	個人設置			20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
	設置費用 (万円)			1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	
費用累計 (万円)			1,838	3,676	5,514	7,352	9,190	11,028	12,866	14,704	16,542	18,380	20,218	22,056	23,894	25,732	27,570		
合併処理浄化槽総数 (基数)		565	572	592	612	632	652	672	692	712	732	752	772	792	812	832	852	872	
内訳	市町村設置	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	
	市町村設置型浄化槽総数の設置費用 (万円)	1562.3	1562.3	1562.3	1562.3	1562.3	1562.3	1562.3	1562.3	1562.3	1562.3	1562.3	1562.3	1562.3	1562.3	1562.3	1562.3	1562.3	
	個人設置 (「民間設置その他」の72基含む)	548	555	575	595	615	635	655	675	695	715	735	755	775	795	815	835	855	
	個人設置 (「民間設置その他」の72基除く)	476	483	503	523	543	563	583	603	623	643	663	683	703	723	743	763	783	
	個人設置型浄化槽総数の設置費用 (万円) (「民間設置その他」の72基除く)	43,744	44,388	46,226	48,064	49,902	51,740	53,578	55,416	57,254	59,092	60,930	62,768	64,606	66,444	68,282	70,120	71,958	
	市町村設置型浄化槽総数の年間維持管理費 (万円)	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119
	市町村設置型浄化槽総数の年間維持管理費 (万円) 累計	119	238	357	476	595	714	833	952	1,071	1,190	1,309	1,428	1,547	1,666	1,785	1,904	2,023	
	個人設置 (「民間設置その他」の37基含む) の年間維持管理費 (万円)	3,836	3,885	4,025	4,165	4,305	4,445	4,585	4,725	4,865	5,005	5,145	5,285	5,425	5,565	5,705	5,845	5,985	
	個人設置 (「民間設置その他」の37基含む) の年間維持管理費 (万円) 累計	3,836	7,721	11,746	15,911	20,216	24,661	29,246	33,971	38,836	43,841	48,986	54,271	59,696	65,261	70,966	76,811	82,796	
	個人設置 (「民間設置その他」の37基除く) の年間維持管理費 (万円)	3,332	3,381	3,521	3,661	3,801	3,941	4,081	4,221	4,361	4,501	4,641	4,781	4,921	5,061	5,201	5,341	5,481	
	個人設置 (「民間設置その他」の37基除く) の年間維持管理費 (万円) 累計	3,332	6,713	10,234	13,895	17,696	21,637	25,718	29,939	34,300	38,801	43,442	48,223	53,144	58,205	63,406	68,747	74,228	
	浄化槽総数の年間維持管理費 (万円)	3,955	4,004	4,144	4,284	4,424	4,564	4,704	4,844	4,984	5,124	5,264	5,404	5,544	5,684	5,824	5,964	6,104	
	浄化槽整備総人口 (人)		2,173	2,193	2,279	2,365	2,451	2,537	2,623	2,709	2,795	2,881	2,967	3,053	3,139	3,225	3,311	3,397	3,483
	内訳	市町村設置	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
個人設置 (「民間設置その他」の377人含む)		2,062	2,082	2,168	2,254	2,340	2,426	2,512	2,598	2,684	2,770	2,856	2,942	3,028	3,114	3,200	3,286	3,372	
個人設置 (「民間設置その他」の377人除く)		1,685	1,705	1,791	1,877	1,963	2,049	2,135	2,221	2,307	2,393	2,479	2,565	2,651	2,737	2,823	2,909	2,995	
横瀬農業集落排水整備人口 (人)		629	615	608	601	594	577	580	573	566	559	553	546	540	533	527	520	514	
町営・玉の木五十田団地コミュニティ・プラント整備人口 (人)		47	47	46	45	45	43	43	43	42	42	41	41	40	40	39	39	39	
汚水処理総人口 (人)		2,849	2,855	2,933	3,011	3,090	3,168	3,246	3,325	3,403	3,482	3,561	3,640	3,719	3,798	3,877	3,956	4,036	
行政人口 (人)		5,108	5,035	4,810	4,755	4,699	4,805	4,590	4,535	4,481	4,428	4,374	4,320	4,270	4,220	4,169	4,119	4,069	
汚水処理人口普及率 (%)		55.8%	56.7%	61.0%	63.3%	65.8%	65.9%	70.7%	73.3%	75.9%	78.6%	81.4%	84.3%	87.1%	90.0%	93.0%	96.0%	99.2%	

5.2 整備計画に基づく汚水処理人口普及率の目標

各事業の概算事業費、事業実施優先度及び実施可能事業量を踏まえた上で、中期目標年次（令和 8 年）における整備内容、長期目標年次（令和 17 年）における整備・運営管理内容等について、とりまとめます。

整備計画において整理した主な事項は、以下のとおりです。

表 5-4 汚水処理の整備計画まとめ

検討事項	内容
汚水処理人口普及率	<p>令和 2 年度末現在の汚水処理人口普及率 56.7%に対して、令和 8 年度に 73%を、令和 17 年度に 99%を目標値と設定します。</p> <p>※汚水処理人口普及率の予測では、令和 8 年度に 70.9%、令和 17 年度に 95.9%を予測しています。その数字を元に目標値を設定しています。</p>
農業集落排水	<p>区域は現状のままとし、適正な運営を継続します。</p>
コミュニティ・プラント	<p>区域は現状のままとし、適正な運営を継続します。</p>
浄化槽	<p>「勝浦町生活排水処理計画（令和元年 11 月）」で定められた合併処理浄化槽の整備目標に基づき、令和 3 年度から長期目標年次の令和 17 年度まで年間 20 基のペースで整備を進めていきます。</p> <p>また、浄化槽の整備にあたっては、住民の河川水質環境に対する意識向上のための啓発を図り、補助制度等を活用して、整備を促進していきます。</p>

表 5-5 最終汚水処理施設計画区域調書

処理区 番号	汚水処理 施設名	処理区名 または 地区名	整理項目	現況 (事業開始～R2 年度)	策定年度 令和3年度	アクションプラン計画期間					令和12年度 (R8～12年度)	令和17年度 (R13～R17年 度)	令和22年度 (R18～22年度)	令和27年度 (R23～27年度)	将来フレーム 想定年次 (R17年度)	備 考		
						令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度								
A-1	横瀬地区農業 集落排水施設	横瀬処理区	整備人口 (人)	615	608	601	594	587	580	573	546	514			514			
			全体計画区域内人口 (人)															
			整備面積 (ha)	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0			26.0		
			汚水処理人口普及率 (%)	12.2	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6			12.6		
			計画汚水量 (m ³ /日)	193	191	189	187	185	183	181	174	165				165		
			計画汚泥量 (m ³ /日)	0.53	0.53	0.52	0.51	0.51	0.50	0.50	0.48	0.46				0.46		
			建設事業費 管路施設 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-		
			ポンプ施設 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-		
			処理施設 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-		
			合計 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-		
			(累積) (百万円)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)				(0)		
年間維持管理費 (百万円/年)	10.18	10.18	10.18	10.18	10.18	10.18	10.18	10.18	10.18	10.18	10.18		10.18					
整備人口1人当たりの建設費用 (千円/人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-					
A-2	町営玉の木・五十 田団地コミュニ ティ・プラント	町営玉の木・五 十田団地	整備人口 (人)	47	46	45	45	44	43	43	41	39			39			
			全体計画区域内人口 (人)															
			整備面積 (ha)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			1.0		
			汚水処理人口普及率 (%)	0.9	1.0	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0			1.0		
			計画汚水量 (m ³ /日)	13	12	12	12	12	12	12	11	11				11		
			計画汚泥量 (m ³ /日)	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03			0.03		
			建設事業費 管路施設 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-		
			ポンプ施設 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-		
			処理施設 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-		
			合計 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-				-		
			(累積) (百万円)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)				(0)		
年間維持管理費 (百万円/年)	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46		1.46					
整備人口1人当たりの建設費用 (千円/人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-					
C-1	浄化槽	全域	整備人口 (市町村設置) (人)	111	111	111	111	111	111	111	111	111			111			
			(個人設置) (人)	2,082	2,168	2,254	2,340	2,426	2,512	2,598	2,684	2,770	2,856			3,372		
			計 (人)	2,193	2,279	2,365	2,451	2,537	2,623	2,709	2,795	2,881	2,967			3,483		
			汚水処理人口普及率 (市町村設置) (%)	2.2	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.6	2.7			2.7		
			(個人設置) (%)	41.4	45.1	47.4	49.8	52.2	54.7	57.3	60.1	63.1	66.1			69.2		
			計 (%)	43.6	47.4	49.7	52.2	54.6	57.2	59.7	62.7	65.7	68.8			71.9		
			計画汚水量 (市町村設置) (m ³ /日)	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30			30		
			(個人設置) (m ³ /日)	562	585	609	632	655	678	701	724	747	770			810		
			計 (m ³ /日)	592	615	639	662	685	708	731	754	777	800			840		
			計画汚泥量 (市町村設置) (m ³ /日)	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11			0.11		
			(個人設置) (m ³ /日)	2.10	2.18	2.27	2.36	2.44	2.53	2.61	2.69	2.78	2.86			3.39		
			計 (m ³ /日)	2.21	2.29	2.38	2.47	2.55	2.64	2.73	2.81	2.89	2.97			3.51		
			建設事業費 (市町村設置) (百万円)	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			(0)		
			(累積) (百万円)	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6			15.6		
			建設事業費 (個人設置) (百万円)	0	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838			1,838		
			(累積) (百万円)	0	1,838	3,676	5,514	7,352	9,190	11,028	12,866	14,704	16,542			18,380		
			年間維持管理費 (市町村設置) (百万円/年)	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2			1.2		
			(個人設置) (百万円/年)	3,381	3,521	3,661	3,801	3,941	4,081	4,221	4,361	4,501	4,641			5,481		
			整備人口1人当たりの建設費用 (市町村設置) (千円/人)	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7			140.7		
			(個人設置) (千円/人)	0.0	848	1,631	2,356	3,031	3,658	4,245	4,832	5,419	6,006			6,593		
行政人口 (人)	5,035	4,810	4,755	4,699	4,644	4,590	4,535	4,480	4,425	4,370			4,315					
整備人口 (人)	2,855	2,933	3,011	3,090	3,168	3,246	3,325	3,404	3,483	3,562			4,036					
整備面積 (集合処理分) (ha)	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27			27					
汚水処理人口普及率 (%)	56.7	61.0	63.3	65.8	68.2	70.7	73.3	75.9	78.5	81.1			83.7					
下水道整備進捗率 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-					
計画汚水量 (m ³ /日)	797	818	839	861	882	903	924	945	966	987			1,008					
計画汚泥量 (m ³ /日)	2.77	2.85	2.93	3.02	3.10	3.18	3.26	3.34	3.42	3.50			3.58					
建設事業費 (百万円)	0	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838			1,838					
(累積) (百万円)	16	1,854	3,692	5,530	7,368	9,206	11,044	12,882	14,720	16,558			18,396					
年間維持管理費 (百万円/年)	3,394	3,534	3,674	3,814	3,954	4,094	4,234	4,374	4,514	4,654			5,494					
整備人口1人当たりの建設費用 (千円/人)	141	989	1,772	2,497	3,171	3,799	4,386	4,973	5,560	6,147			6,734					

●早期概成のため実行メニュー

- ・くみ取りや単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換費助成額アップを検討し、整備促進を図ります。
- ・地元町内会単位で、合併処理浄化槽普及啓発のため、出前講座を順次開催します。

●効率的な改築・更新及び運営管理を見据えた実行メニュー

- ・個人設置型浄化槽の効率的な運営管理のため、浄化槽一括契約協議会設置を検討します。
- ・集落排水施設の老朽化に対して長寿命化対策を検討します。また定期的に施設の点検を行い、効率的な維持管理に努めます。
- ・施設の老朽化に対して改築・更新を検討します。また定期的に施設の点検を行い、効率的な維持管理に努めます。

5.3 汚泥処理の基本方針・計画

本町において供用中である汚水処理施設（農業集落排水、コミュニティ・プラント、浄化槽）から発生する汚泥の集約化等の検討を行い、汚泥処理の基本方針、計画を策定します。

5.3.1 汚泥処理の現況と課題の把握

現況	<p>本町のし尿、浄化槽汚泥の収集運搬は、浄化槽清掃を併せて許可業者が行っています。また、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、小松島市外三町村衛生組合し尿処理場のしらさぎ浄園（1市2町1村の一部事務組合）で行っています。この施設は平成12年4月に竣工した、膜分離高負荷生物脱窒素処理方式による施設です。</p> <p>し尿、汚泥の最終処分については、し尿処理施設で脱水汚泥を焼却し、その残渣は県知事の許可を受け肥料として再利用を図り、灰は最終処分場で埋め立てています。</p> <p>既計画処理場とし尿処理施設の現況については、表 5-6 と表 5-7 に示すとおりです。</p>
し尿、汚泥の排出状況	<p>生活排水の処理形態別内訳に基づいたし尿、汚泥の排出状況は、表 5-8 に示すとおりです。</p>

表 5-6 既計画処理場の汚泥処理の現況と将来計画

処理場名	事業区分	現況・計画の別	水処理施設能力 (m ³ /日)	発生汚泥量 (m ³ /日)	汚泥処理能力 (m ³ /日)	汚泥処理方式	処理汚泥の処分方法	収集範囲
横瀬地区汚水処理場	農業集落排水	現況	270	0.46	1.0	濃縮	し尿処理施設で処理	
		計画	270	0.46		同上	同上	
町営玉の木・五十田団地コミュニティ・プラント	コミュニティ・プラント	現況	34	0.03		濃縮	し尿処理施設で処理	
		計画	34	0.03		同上	同上	
		現況						
		計画						
		現況						
		計画						
		現況						
		計画						

表 5-7 し尿処理施設の現況と将来計画

処理施設 (目標年次)	事業区分	現況・計画の別	施設処理能力 (m ³ /日)			汚泥発生量 (m ³ /日)	汚泥処理能力 (m ³ /日)	汚泥処理方式	処理汚泥の処分方法	収集範囲
			し尿	浄化槽汚泥	計					
小松島市外三町村衛生組合し尿処理場	し尿処理	現況	18	69	87	8	69	脱水	焼却埋立	
		計画	18	69	87	8	69	脱水	焼却埋立	

表 5-8 浄化槽の現況

浄化槽種別	浄化槽人口 (人)	設置基数(基)	収集汚泥量 (kl/日)	1人1日当たり平均排出量 (l/人・日)	備考
単独処理浄化槽	2,032	538	1.98	0.97	浄化槽人口はR1年度末、収集汚泥量はH30年度末
合併処理浄化槽	1,796	476	1.99	1.11	浄化槽人口及び設置基数はR1年度末、収集汚泥量はH30年度末

5.3.2 汚泥の利活用を踏まえた汚泥処理計画の検討

処理人口・発生汚泥量の予測	<p>処理人口及び発生汚泥量の予測にあたっては、以下に示す通り算出します。</p> <p><u>①処理人口</u></p> <p>各污水处理施設の処理人口は、前述の表 5-5 の整備人口に対して、横瀬農業集落排水施設は徳島医療福祉専門学校、横瀬小学校、勝浦みかん保育園の処理対象人員を合計して算出します。</p> <p><u>②発生汚泥量</u></p> <p>発生汚泥量は、第3章で設定した汚泥量原単位を、各污水处理施設の処理人口に乗して算出します。</p>
し尿、汚泥の処理計画	<p>し尿汚泥の収集運搬、最終処分については、現在の形態で実施するものとします。</p> <p>なお、し尿処理施設で除かれる汚泥は、有機質を含んだ良質の汚泥であり、農家とも連携して、有効利用を図るものとします。</p> <p>発生汚泥量及び汚泥処理システムの方針は、表 5-9 のとおりです。</p>

表 5-9 発生汚泥量及び汚泥処理システムの方針

処理区 の番号	汚水処理 施設名	処理区名 または 地区名	処理人口（定住換算）（人）							発生汚泥量（m ³ /日）							汚泥処理システムの方針		
			現況年度 令和2年度	策定年度 令和3年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	将来フレーム 想定年次 (令和17年度)	現況年度 令和2年度	策定年度 令和3年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度		令和27年度	将来フレーム 想定年次 (令和17年度)
A-1	農業集落排水施設	横瀬地区	713	706	671	644	612			612	0.53	0.53	0.50	0.48	0.46			0.46	A-1、A-2は既計画どおり、し尿処理施設で処理を行うため、場外搬出処分とする。
A-2	コミュニティ・プラント	玉の木・五十田岡地	47	46	43	41	39			39	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03			0.03	
C-1	合併浄化槽(市町村設置型)		111	111	111	111	111			111	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11			0.11	
	合併処理浄化槽(個人型) (補助対象)		1,705	1,791	2,221	2,565	2,995			2,995	1.72	1.80	2.24	2.58	3.01			3.01	
	合併処理浄化槽(個人型) (補助対象外)		377	377	377	377	377			377	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38			0.38	
	単独処理浄化槽		1,955	1,955	1,240	791	229			229	1.97	1.97	1.25	0.80	0.23			0.23	
	し尿汲み取り		225	225	83	0	0			0	0.46	0.46	0.17	0.00	0.00			0.00	
	合計		5,133	5,211	4,746	4,529	4,363			4,363	5.20	5.28	4.67	4.38	4.22			4.22	

第 6 章 R3.3 徳島県様式まとめ

以降に、徳島県汚水処理構想策定マニュアル（令和 3 年 3 月）に基づく、徳島県様式の汚水処理構想を添付する。

様式－1 汚水処理施設の整備状況・関連計画

市町村名 勝浦町

区域番号	事業名称	処理区域名	事業期間	完了 未完 の別	処理施設の位置	処理方式	区域面積 (ha)			整備区域内人口 (人)			事業費 (百万円)			日平均汚水量 (m ³ /日)			日最大汚水量 (m ³ /日)			放流先	備考
							全体 計画	事業 計画	既整備 (R2末)	全体 計画	事業 計画	既整備 (R2末)	全体 計画	事業 計画	既整備 (R2末)	全体 計画	事業 計画	既整備 (H26末)	全体 計画	事業 計画	既整備 (H26末)		
A-1	横瀬地区農業集落排水施設	横瀬地区	H4年4月～ H9年3月	完	勝浦町大字三溪字 下川原21-1	回分式活性 汚泥法	26.0		26.0	1,000		615	0	0	262		161	270		166	水路→ 坂本川 →勝浦川	日平均汚水量原単位0.262m ³ 日最大汚水量原単位0.270m ³	
A-2	町営玉の木・五十田団 地コミュニティ・プラ ント	町営玉の木・ 五十田団地	S59年9月～ S60年1月	完	勝浦町大字中角	接触ばっき法	1.0		1.0	158		47	0	0	41		12	43		13	水路→ 中角川 →勝浦川	A-1と同値と設定 日平均汚水量原単位0.262m ³ 日最大汚水量原単位0.270m ³	
C-1	市町村設置型浄化槽整 備推進事業	全域	H2年4月～ R4年3月	未	-	-	-	-	-	-	-	111	-	-	16	-	-	-	-	-	-	生活排水処理基本計画	
C-2	個人設置型浄化槽整 備推進事業	全域	H2年4月～ R4年3月	未	-	-	-	-	-	-	-	1,685	-	-	437	-	-	-	-	-	-	生活排水処理基本計画	

- 注) 1. 区域番号は、A-〇と付ける。また、図面-1と区域の照合ができるよう設定する。
 ただし、浄化槽整備推進事業の区域番号は、C-〇と付ける。
 2. 事業の名称の欄には、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、コミュニティ・プラント、市町村浄化槽整備推進事業、等の事業名を記入する。
 3. 汚水処理施設の処理区域とは、基本計画または事業計画が立てられた区域を言う。
 浄化槽整備推進事業については、下段(2段)に記入する。
 4. 放流先は河川名、海域名等を記入する。水路等へ放流の場合は、「水路→〇〇川」のように記入する。
 5. 合併処理浄化槽における関連計画は、生活排水処理基本計画、循環型社会形成推進地域計画、地域再生計画から選択する。

様式－２ 人口の現況と見通しに関する調査書

アクションプラン

中期目標

長期目標

年度	現況年度 令和2年度	策定年度 令和3年度	令和5年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	将来フレーム 想定年次 令和17年度	備考 (設定方法等)
行政人口(人)	4,866	4,810	4,699	4,535	4,320	4,069	3,826	3,608	4,069	勝浦町人口ビジョン推計値パターン2(令和2年3月) (町独自推計)を適用
家屋数(世帯)	2,160	2,150	2,130	2,096	2,041	1,953	1,853	1,726	1,953	国立社会保障・人口問題研究所平成30・31年推計値における、 徳島県の将来世帯数変動率を勝浦町にも適用して算出
日最大計画 汚水量原単位 (m^3 /人・日)	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	横瀬地区農業集落排水施設の計画値

注) 1. 行政人口等は、徳島県污水处理構想策定マニュアルP16～P23を参照して設定してください。

2. 備考欄には下記の設定方法等を記入する。

行政人口(国立社会保障・人口問題研究所推計値、コーホート要因法を用いた将来予測、関連計画の予測値(〇〇計画〇〇年度策定)、その他の手法(〇〇手法))

家屋数(国立社会保障・人口問題研究所平成26年4月推計値を参考、過去の趨勢からトレンド予測、関連計画の予測値(〇〇計画〇〇年度策定)、その他の手法(〇〇手法))

日最大計画汚水量原単位(生活・営業・その他・地下水に区分して、積み上げ計上、関連計画の予測値(〇〇計画〇〇年度策定)、その他の手法(〇〇手法))

3. 社人研推計値以外の予測値を使用する場合、既に実績と乖離が見られる場合等に限ることとし、別途、推計資料等を作成し、県と協議することとする。

市町村名	勝浦町
------	-----

様式－３ 行政区域・市街化区域等面積調書

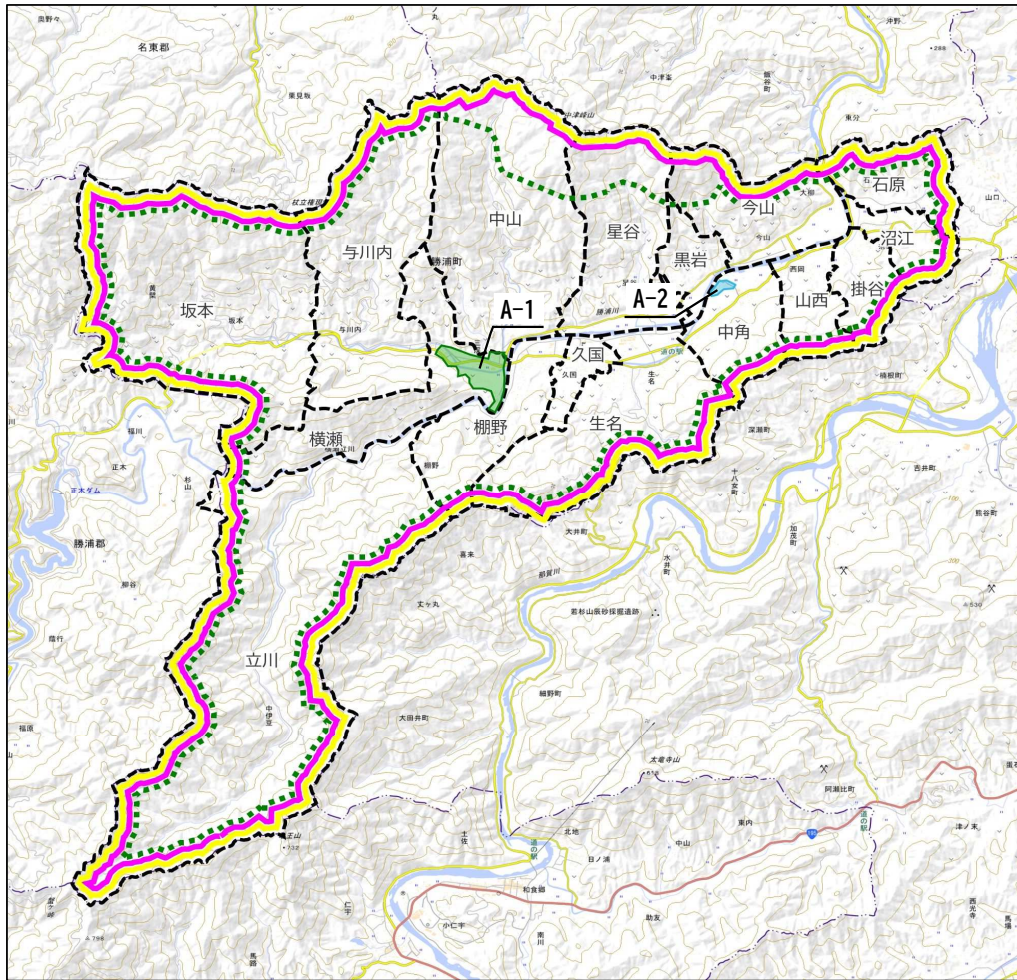
	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	用途地域	農業振興地域	漁港区域	過疎地域	森林整備市町村に該当	備考
面積(ha)	6,983	-	-	-	-	6,054	-	6,983	する	
年月日	令和3年3月31日現在									

様式－４ 将来開発予定区域調書

区域番号	概要	位置	面積(ha)	開発予定年月日	備考

- 注) 1. 区域番号は、図面－１と区域の照合ができるように設定する。
 2. 概要は土地区画整理事業等の名称又は民間開発と記入する。
 3. 位置の欄は、町、大字、字まで記入する。

図面－1 基礎調査図（既存の汚水処理施設計画区域）



名 称		記 号	色	
汚 水 処 理 施 設	農業集落排水（既整備区域）		緑	
	農業集落排水（事業化区域）		緑斜線	なし
	農業集落排水（未事業化区域）		緑枠	なし
	漁業集落排水（既整備区域）		紫	なし
	林業集落排水（既整備区域）		茶	なし
	コミュニティ・プラント（既整備区域）		水色	
	小規模集合排水処理施設（既整備区域）		黄緑	なし
	民間設置による集中浄化槽（既整備区域）		黒点	なし
	市町村設置型浄化槽		淡桃	
個人設置型浄化槽		淡黄		

名 称	記 号	色	
行政区域界		黒	
都市計画区域界		黒	なし
市街化区域		水色	なし
農業振興地域		緑	
漁港区域		紫	なし
将来開発予定区域		灰色	なし
集合処理の区域番号	A-O	黒	
個別処理の区域番号	C-O	黒	なし
将来開発予定の区域番号	D-O	黒	なし

※図面は、市町村全域図(用途地域図、白図等 縮尺1/10,000~1/25,000程度)を使用し、所定の凡例により必要事項を記入し作成する。

様式－５ 検討単位区域（既整備区域等以外）調書

（「第3章 検討単位区域の設定」において設定した既整備区域等以外の検討単位区域）

集合処理 区域の 番号①	地区名	区域面積 ② (ha)	区域内の将来人口等（将来フレーム想定年次 令和17年度）						一般世帯以外の 事業所および 公共施設等 ⑤	管渠延長⑥ (m)	マンホール ポンプ 基数 (基)	その他特記事項	経済比較結果 ⑦ 集合処理が 有利かどうか
			定住家屋		定住換算③		概略下水量④						
			戸数 (戸)	人口 (人)	戸数 (戸)	対象人員 (人)	日平均 (m ³ /日)	日最大 (m ³ /日)					
B-1	坂本地区	6.8	23	47	23	47	12	13		1,530	1		×
B-2	坂本地区	15.4	78	162	78	162	42	44		3,156	0		○
B-3	坂本地区	2.9	16	34	16	34	9	9		635	1		×
B-4	坂本地区	3.0	26	55	26	55	14	15		630	0		×
B-5	与川内地区	20.1	110	229	110	229	60	62		3,620	3		○
B-6	中山地区	18.5	99	207	99	207	54	56		4,505	1		○
B-7	中山地区	4.5	25	53	25	53	14	14		775	0		×
B-8	棚野地区	41.1	214	445	832	1,733	454	468	病院1、 老人ホーム1	7,205	8		○
B-9	久国地区	24.8	113	236	186	388	102	105	高校1、中学校1、 役場1	4,975	2		○
B-10	生名地区	31.2	226	470	234	487	127	131	工場1	8,795	7		○
B-11	中角地区	18.7	132	274	162	337	88	91	小学校1、保育園 1、工場1	4,405	2		○
B-12	黒岩地区	5.3	33	68	33	68	18	18		1,585	0		×
B-13	星谷地区	22.1	124	258	124	258	68	70		5,110	1		○
B-14	今山地区	3.6	20	41	20	41	11	11		1,065	0		×
B-15	今山地区	12.2	57	119	57	119	31	32		2,190	0		○
B-16	今山地区	9.0	12	25	12	25	7	7		1,275	0		×
B-17	山西地区	13.4	73	152	73	152	40	41		2,680	0		○
B-18	掛谷・沼江地区	28.4	135	282	161	335	88	90	工場1	6,600	1		○
B-19	石原地区	12.7	69	143	69	143	37	39		3,665	0		○

注) ① 「第3章 検討単位区域の設定」で設定した既整備区域等以外の検討単位区域について、番号をB-○と付ける

② 区域の面積を記入する。公称値がある場合はそれを用い、無い場合はプランメーターなどで計測する。

③ 定住換算戸数、対象人員は、「3-2(2) 周辺家屋の取込等による既整備区域等の設定 1) 学校・事業所・工場等の換算家屋数」を参考に算出した換算戸数(人口)に定住戸数(人口)を合算したもの。

④ 概略下水量=③の対象人員×1人1日当たり排水量(m³/人・日)

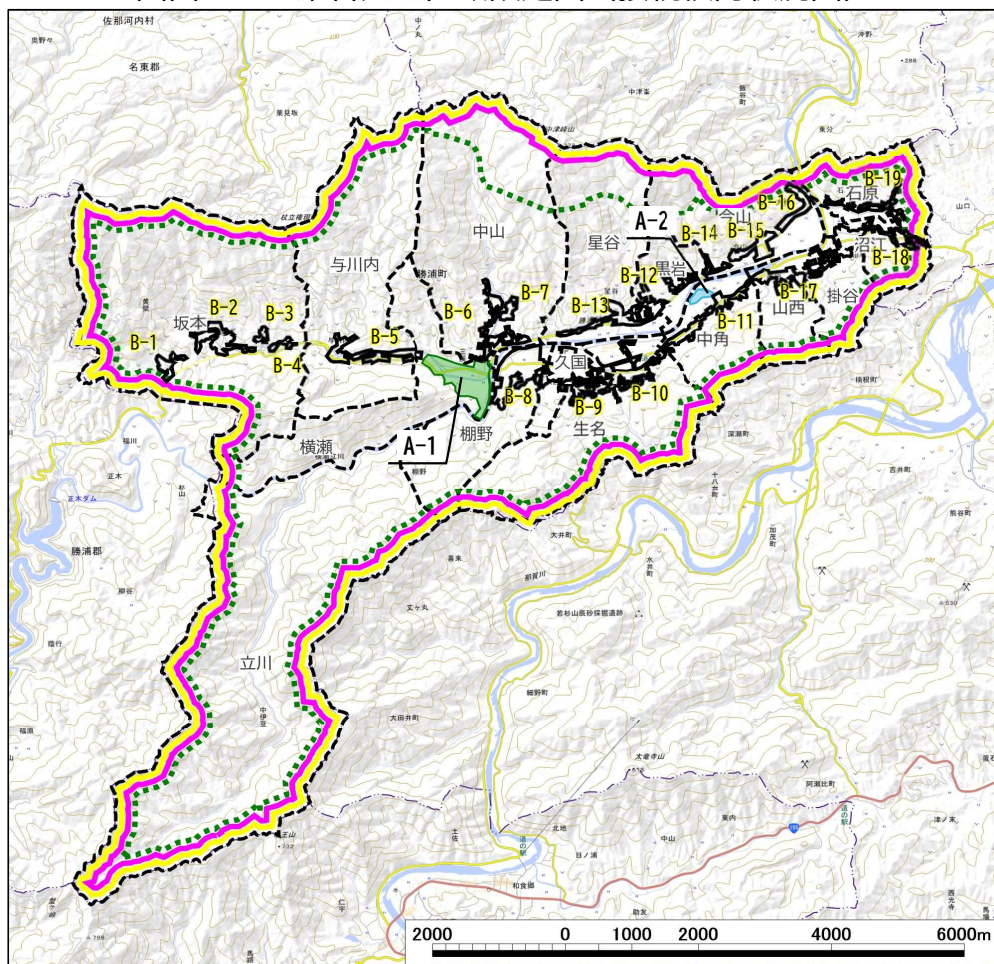
1人1日当たり排水量の設定は、「3-2(2) 周辺家屋の取込等による既整備区域等の設定 2) 1戸当たり構成人員及び一人当たり汚水量原単位」を基に算定する。

⑤ 一般世帯以外の事業所および公共施設等は、施設の種類と、施設数を記入。

⑥ 「第4章 処理区域の設定」の比較検討条件である管渠延長を記入。

⑦ 「第4章 処理区域の設定」に基づいた経済比較の結果を記入。

図面-2 集合処理区域設定図（接続検討状況図）



名 称		記 号	色	
汚水処理施設	農業集落排水（既整備区域）		緑	
	農業集落排水（事業化区域）		緑斜線	なし
	農業集落排水（未事業化区域）		緑枠	なし
	漁業集落排水（既整備区域）		紫	なし
	林業集落排水（既整備区域）		茶	なし
	コミュニティ・プラント（既整備区域）		水色	
	小規模集合排水処理施設（既整備区域）		黄緑	なし
	民間設置による集中浄化槽（既整備区域）		黒点	なし
	市町村設置型浄化槽		淡桃	
	個人設置型浄化槽		淡黄	
既整備区域等以外の検討単位区域			黒枠	

名 称	記 号	色	
行政区域界		黒	
都市計画区域界		黒	なし
市街化区域		水色	なし
農業振興地域		緑	
漁港区域		紫	なし
将来開発予定区域		灰色	なし
集合処理の区域番号	A-○	黒	
既整備区域等以外番号	B-○	黒	
個別処理の区域番号	C-○	黒	なし
将来開発予定の区域番号	D-○	黒	なし

※図面は、市町村全域図(用途地域図、白図等 縮尺1/10,000~1/25,000程度)を使用し、所定の凡例により必要事項を記入し作成する。

様式-6 処理区域(案)調査
(「第4章処理区域の設定」に基づいた、集合処理区域等の設定結果)

処理区 の番号 ①	処理区名 ②	整備手法 の選定③	処理区の接続検討結果④		区域面積 (ha)	区域内の将来人口等(将来フレーム想定年次 令和17年度)						経済比 較結果 ⑦ 集合処理が 有利かどうか	処理区域の設定における総合的判断 ⑧					
			集合処理等 区域番号	周辺 家屋		定住家屋		定住換算⑤		概略下水量⑥			整備時期	水質保全効果による 必要性の確認	地域特性による 必要性の確認	住民意向による 必要性の確認	その他	
						戸数 (戸)	人口 (人)	戸数 (戸)	対象人員 (人)	日平均 (m ³ /日)	日最大 (m ³ /日)							
A-1	横瀬地区	農集	A-1(確定)		26	245	514	293	612	160	165	-						現在の事業形態を維持・管理する。
A-2	町営玉の木・五十 田団地	コミプラ	A-2(確定)		1	18	39	18	39	10	11	-						現在の事業形態を維持・管理する。
B-1	坂本地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		6.8	23	47	23	47	12	13	×	アクションプラン5年 整備完了14年					<p>経済比較の結果、いくつかの区域において集合処理が有利と判断されたが、以下の理由により、合併処理浄化槽による個別処理によって対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町財政の状況から、当面は新規の集合処理事業の着手が困難である。 ・新規の集合処理施設整備を行わなくても、合併処理浄化槽の増加により、汚水処理人口普及率の向上が図れる。 ・過疎化・高齢化の進行により、集合処理施設への接続率低迷が懸念される。 ・汚水処理場の用地について、地域住民の賛成が得られていない状況から、用地確保が困難である。 ・合併処理浄化槽の性能は、浄化槽法によりBOD除去率90%以上、処理水質BOD20mg/ℓ以下に定められており、農業集落排水施設等と同程度の水質保全効果がある。
B-2	坂本地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		15.4	78	162	78	162	42	44	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-3	坂本地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		2.9	16	34	16	34	9	9	×	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-4	坂本地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		3.0	26	55	26	55	14	15	×	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-5	与川内地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		20.1	110	229	110	229	60	62	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-6	中山地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		18.5	99	207	99	207	54	56	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-7	中山地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		4.5	25	53	25	53	14	14	×	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-8	棚野地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		41.1	214	445	832	1,733	454	468	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-9	久国地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		24.8	113	236	186	388	102	105	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-10	生名地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		31.2	226	470	234	487	127	131	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-11	中角地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		18.7	132	274	162	337	88	91	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-12	黒岩地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		5.3	33	68	33	68	18	18	×	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-13	星谷地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		22.1	124	258	124	258	68	70	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-14	今山地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		3.6	20	41	20	41	11	11	×	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-15	今山地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		12.2	57	119	57	119	31	32	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-16	今山地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		9.0	12	25	12	25	7	7	×	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-17	山西地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		13.4	73	152	73	152	40	41	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-18	掛谷・沼江地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		28.4	135	282	161	335	88	90	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
B-19	石原地区	市町村設置型及 び個人設置型浄 化槽	-		12.7	69	143	69	143	37	39	○	アクションプラン5年 整備完了14年					
C-1	-	市町村設置 型浄化槽	-		6662.3	105	216	105	216	27	58	-	アクションプラン5年 整備完了14年					上記B1～B19の検討結果のとおり、既整備の集合処理区域以外の地域については、合併処理浄化槽(市町村設置型、個人設置型)の整備を進めていく。

注) ① 処理区番号は、様式1における既整備区域等を修正する場合はA-○(修正)とし、新たな処理区にはA-○と付ける。
 ② 処理区名は、代表する地区名または集落名等を記入する。
 ③ 整備手法の選定は、「5-1 整備手法の選定」に基づき選定する。
 ④ 処理区の接続検討結果については、周辺家屋の取込状況や接続する集合処理区域番号を記入。
 ⑤ 定住換算戸数、対象人員は、「3-2 (2) 周辺家屋の取込等による既整備区域等の設定 1) 学校・事業所・工場等の換算家屋数」を参考に算出した換算戸数(人口)に定住戸数(人口)を合算したもの。
 ⑥ 概略下水量=⑤対象人員×1人1日当たり排水量(m³/人・日)
 1人1日当たり排水量の設定は、「3-2 (2) 周辺家屋の取込等による既整備区域等の設定 2) 1戸当たり構成人員及び一人当たり汚水量原単位」を基に算定する。
 ⑦ 「第4章 処理区域の設定」に基づいた経済比較の結果を記入。
 ⑧ 処理区域の設定における総合的判断について、具体的に記入する。

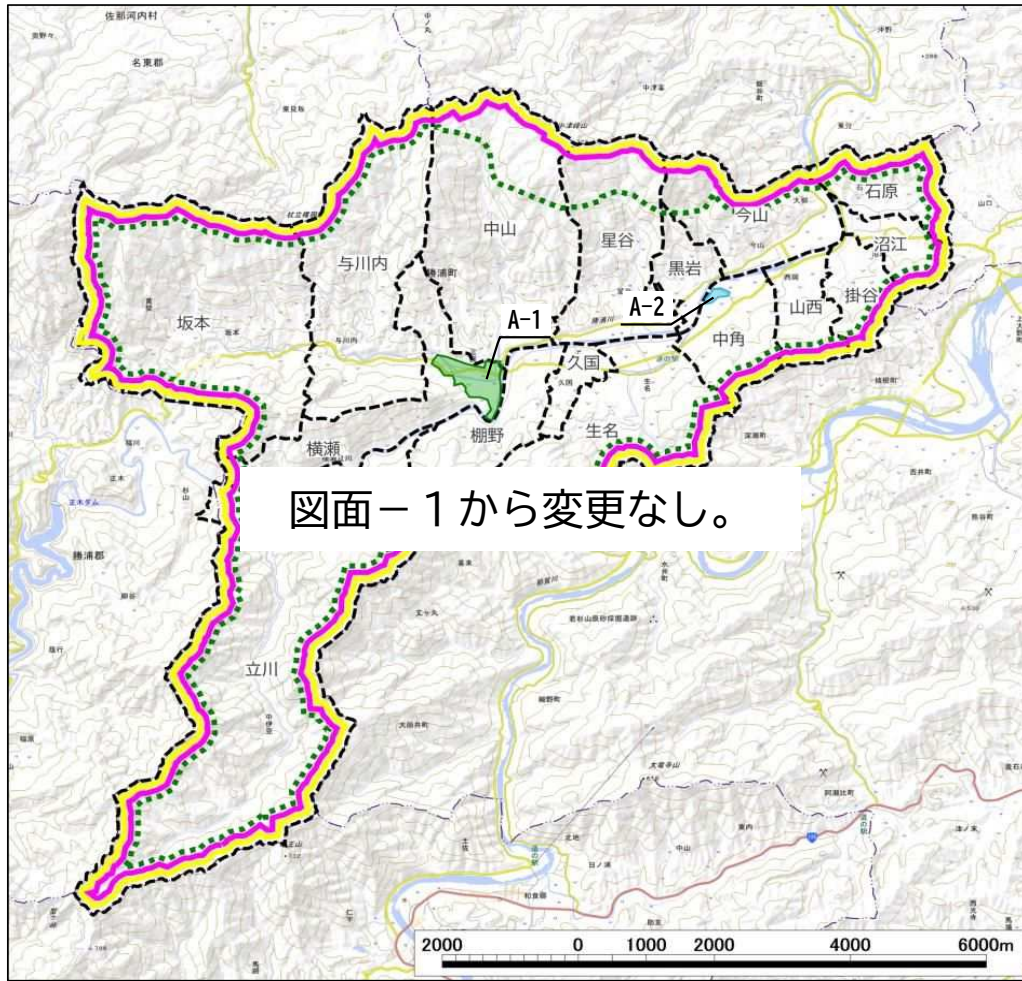
様式－7 最終污水处理施設計画区域調書

市町村名 勝浦町

区域番号	事業名称	処理区域名	事業期間	完了 未完 の別	処理施設の位置	処理方式	区域面積 (ha)			整備区域内人口 (人)			事業費 (百万円)			日平均汚水量 (m ³ /日)			日最大汚水量 (m ³ /日)			放流先	備考
							全体計画 (令和17年度)	アクションプラン (令和8年度)	既整備 (R2未)	全体計画 (令和17年度)	アクションプラン (令和8年度)	既整備 (R2未)	全体計画 (令和17年度)	アクションプラン (令和8年度)	既整備 (R2未)	全体計画 (令和17年度)	アクションプラン (令和8年度)	既整備 (R2未)	全体計画 (令和17年度)	アクションプラン (令和8年度)	既整備 (R2未)		
A-1	横瀬地区農業集落排水施設	横瀬地区	H4年4月～ H9年3月	完	勝浦町大字三溪字 下川原21-1	回分式活性汚泥法	26.0	26.0	26.0	514	573	615	0	0	0	160	176	187	165	181	193	水路→ 坂本川→勝 浦川	
A-2	町営玉の木・五十田団地コミュニティ・プラント	町営玉の木・ 五十田団地	S59年9月～ S60年1月	完	勝浦町大字中角	接触ばっき法	1.0	1.0	1.0	39	43	47	0	0	0	10	11	12	11	12	13	水路→ 中角川→勝 浦川	
C-1	市町村設置型浄化槽整備推進事業	全域	H2年4月～ R17年3月	未	-	-	-	-	-	111	111	111	16	16	16	-	-	-	-	-	-	-	-
C-2	個人設置型浄化槽整備推進事業	全域	H2年4月～ R17年3月	未	-	-	-	-	-	2,995	2,221	1,685	720	554	437	-	-	-	-	-	-	-	-

- 注) 1. 区域番号は、A-〇と付ける。また、図面-3と区域の照合ができるよう設定する。
 ただし、浄化槽整備推進事業の区域番号は、C-〇と付ける。
 2. 事業の名称の欄には、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、コミュニティ・プラント、市町村浄化槽整備推進事業、等の事業名を記入する。
 3. 浄化槽整備推進事業については、下段(2段)に記入する。
 4. 放流先は河川名、海域名等を記入する。水路等へ放流の場合は、「水路→〇〇川」のように記入する。

図面－3 構想図（変更箇所確認区域図）



名 称		記 号	色	
汚 水 処 理 施 設	農業集落排水（既整備区域）		緑	
	農業集落排水（事業化区域）		緑斜線	なし
	農業集落排水（未事業化区域）		緑枠	なし
	漁業集落排水（既整備区域）		紫	なし
	林業集落排水（既整備区域）		茶	なし
	コミュニティ・プラント（既整備区域）		水色	
	小規模集合排水処理施設（既整備区域）		黄緑	なし
	民間設置による集中浄化槽（既整備区域）	●	黒点	なし
	市町村設置型浄化槽		淡桃	
	個人設置型浄化槽		淡黄	

名 称	記 号	色	
行政区域界	— — —	黒	
都市計画区域界	黒	なし
市街化区域	— — —	水色	なし
農業振興地域	緑	
漁港区域	— — —	紫	なし
将来開発予定区域		灰色	なし
集合処理の区域番号	A-O	黒	
個別処理の区域番号	C-O	黒	なし
将来開発予定の区域番号	D-O	黒	なし

※図面は、市町村全域図(用途地域図、白図等 縮尺1/10,000~1/25,000程度)を使用し、所定の凡例により必要事項を記入し作成する。

様式－８ 事業間連携の検討

市町村名	勝浦町
------	-----

区域番号	事業名称	処理区域名	連携を検討する区域番号	連携を検討する自治体名の有無	連携を検討する事業名称	連携を検討する処理区域名	事業間連携に関する具体説明	実施内容 短期 (～5年)	実施内容 中期 (～10年)	実施内容 長期 (～30年)

- 注) 1. 区域番号は、A-〇と付ける。また、図面-3と区域の照合ができるよう設定する。
 2. 事業の名称の欄には、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業、コミュニティ・プラント、市町村浄化槽整備推進事業、等の事業名を記入する。
 3. 事業間連携に関する方策は、該当する方策に「〇」を記入する。
 4. 事業間連携に関する具体説明は、連携するための接続方法、時期、関係部局との調整事項、その他特筆すべき事項があれば記入する。

様式-9 整備スケジュール調書

処理区番号	汚水処理施設名	処理区名または地区名	整備項目	現況 (事業開始～R2年度)	策定年度 令和3年度	中期目標					長期目標		将来フレーム 想定年次 (R17年度)	備考					
						アクションプラン計画期間					令和12年度 (R8～12年度)	令和17年度 (R13～R17年度)							
						令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度									
A-1	横瀬地区農業集落排水施設	横瀬処理区	整備人口 (人)	615	608	601	594	587	580	573	546	514	514						
			全体計画区域内人口 (人)																
			整備面積 (ha)	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0					
			汚水処理人口普及率 (%)	12.2	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6					
			計画汚水量 (m ³ /日)	193	191	189	187	185	183	181	174	165	165	165					
			計画汚泥量 (m ³ /日)	0.53	0.53	0.52	0.51	0.51	0.50	0.50	0.48	0.46	0.46	0.46					
			建設事業費 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			管路施設 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			ポンプ施設 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			処理施設 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			合計 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			(累積) (百万円)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)				
年間維持管理費 (百万円/年)	10.18	10.18	10.18	10.18	10.18	10.18	10.18	10.18	10.18	10.18	10.18	10.18							
整備人口1人当たりの建設費用 (千円/人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
A-2	町営玉の木・五十田団地コミュニティ・プラント	町営玉の木・五十田団地	整備人口 (人)	47	46	45	45	44	43	43	41	39	39						
			全体計画区域内人口 (人)																
			整備面積 (ha)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0					
			汚水処理人口普及率 (%)	0.9	1.0	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0					
			計画汚水量 (m ³ /日)	13	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11					
			計画汚泥量 (m ³ /日)	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03					
			建設事業費 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			管路施設 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			ポンプ施設 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			処理施設 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			合計 (百万円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			(累積) (百万円)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)				
年間維持管理費 (百万円/年)	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46							
整備人口1人当たりの建設費用 (千円/人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
C-1	浄化槽	全域	整備人口 (市町村設置) (人)	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111						
			(個人設置) (人)	2,082	2,168	2,254	2,340	2,426	2,512	2,598	2,684	2,770	2,856	2,942	3,028	3,114	3,200	3,286	
			計 (人)	2,193	2,279	2,365	2,451	2,537	2,623	2,709	2,795	2,881	2,967	3,053	3,139	3,225	3,311	3,397	
			汚水処理人口普及率 (市町村設置) (%)	2.2	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
			(個人設置) (%)	41.4	45.1	47.4	49.8	52.2	54.7	57.3	59.8	62.3	64.8	67.3	69.8	72.3	74.8	77.3	79.8
			計 (%)	43.6	47.4	49.7	52.2	54.6	57.2	59.7	62.3	64.8	67.3	69.8	72.3	74.8	77.3	79.8	82.3
			計画汚水量 (市町村設置) (m ³ /日)	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
			(個人設置) (m ³ /日)	562	585	609	632	655	678	701	724	747	770	793	816	839	862	885	908
			計 (m ³ /日)	592	615	639	662	685	708	731	754	777	800	823	846	869	892	915	938
			計画汚泥量 (市町村設置) (m ³ /日)	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
			(個人設置) (m ³ /日)	2.10	2.18	2.27	2.36	2.44	2.53	2.61	2.69	2.78	2.86	2.95	3.03	3.12	3.20	3.29	3.37
			計 (m ³ /日)	2.21	2.29	2.38	2.47	2.55	2.64	2.73	2.81	2.90	2.99	3.07	3.16	3.25	3.34	3.43	3.51
			建設事業費 (市町村設置) (百万円)	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
			(累積) (百万円)	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6
			建設事業費 (個人設置) (百万円)	0	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838
			(累積) (百万円)	0	1,838	3,676	5,514	7,352	9,190	11,028	12,866	14,704	16,542	18,380	20,218	22,056	23,894	25,732	27,570
			年間維持管理費 (市町村設置) (百万円/年)	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
			(個人設置) (百万円/年)	3,381	3,521	3,661	3,801	3,941	4,081	4,221	4,361	4,501	4,641	4,781	4,921	5,061	5,201	5,341	5,481
整備人口1人当たりの建設費用 (市町村設置) (千円/人)	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7			
(個人設置) (千円/人)	0.0	848	1,631	2,356	3,031	3,658	4,245	4,828	5,411	5,994	6,577	7,160	7,743	8,326	8,909	9,492			
計 (千円/人)	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7	140.7			
合計			行政人口 (人)	5,035	4,810	4,755	4,699	4,644	4,590	4,535	4,480	4,425	4,370	4,315	4,260	4,205	4,150	4,095	
			整備人口 (人)	2,855	2,933	3,011	3,090	3,168	3,246	3,325	3,404	3,482	3,561	3,640	3,719	3,798	3,877	3,956	
			整備面積 (集合処理分) (ha)	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	
			汚水処理人口普及率 (%)	56.7	61.0	63.3	65.8	68.2	70.7	73.3	75.8	78.3	80.8	83.3	85.8	88.3	90.8	93.3	95.8
			下水道整備進捗率 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			計画汚水量 (m ³ /日)	797	818	839	861	882	903	924	945	966	987	1,008	1,029	1,050	1,071	1,092	1,113
			計画汚泥量 (m ³ /日)	2.77	2.85	2.93	3.02	3.10	3.18	3.26	3.34	3.42	3.50	3.58	3.66	3.74	3.82	3.90	3.98
			建設事業費 (百万円)	0	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838	1,838
			(累積) (百万円)	16	1,854	3,692	5,530	7,368	9,206	11,044	12,882	14,720	16,558	18,396	20,234	22,072	23,910	25,748	27,586
			年間維持管理費 (百万円/年)	3,394	3,534	3,674	3,814	3,954	4,094	4,234	4,374	4,514	4,654	4,794	4,934	5,074	5,214	5,354	5,494
			整備人口1人当たりの建設費用 (千円/人)	141	989	1,772	2,497	3,171	3,799	4,386	4,973	5,560	6,147	6,734	7,321	7,908	8,495	9,082	9,669

●早期概成のため実行メニュー

- ・くみ取りや単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換費助成額アップを検討し、整備促進を図ります。
- ・地元町内会単位で、合併処理浄化槽普及啓発のため、出前講座を順次開催します。

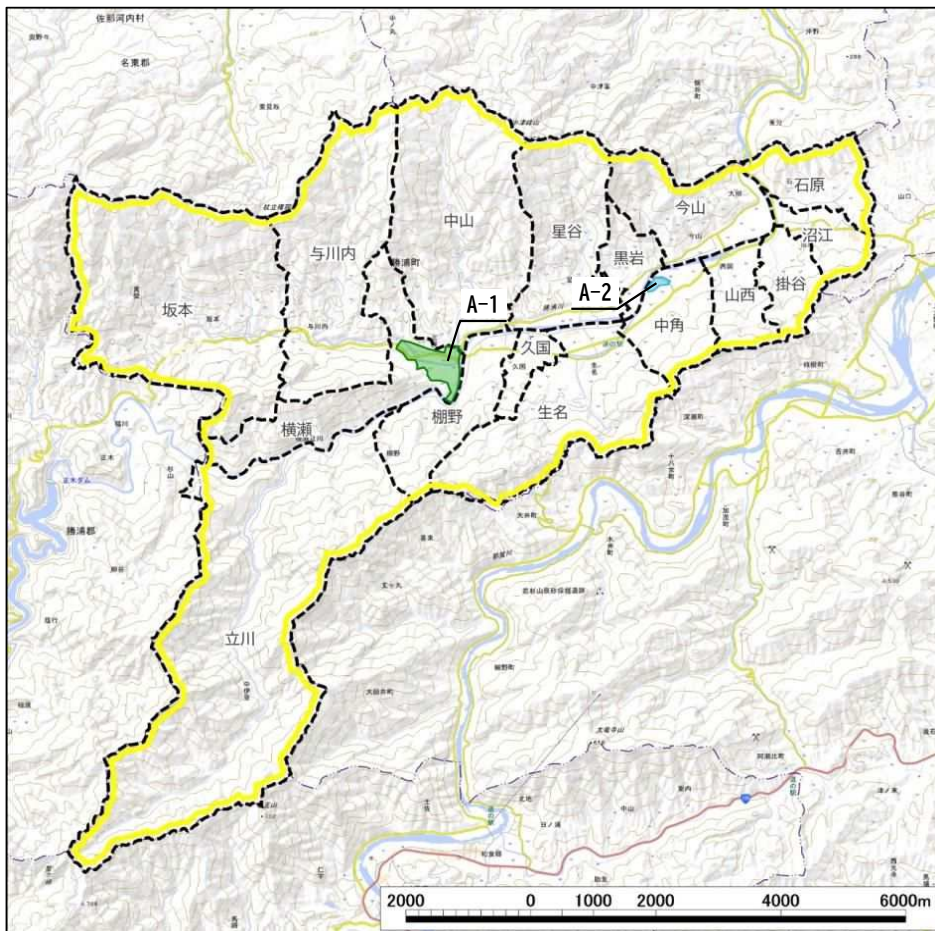
●効率的な改築・更新及び運営管理を見据えた実行メニュー

- ・個人設置型浄化槽の効率的な運営管理のため、浄化槽一括契約協議会設置を検討します。
- ・集落排水施設の老朽化に対して長寿命化対策を検討します。また定期的に施設の点検を行い、効率的な維持管理に努めます。
- ・施設の老朽化に対して改築・更新を検討します。また定期的に施設の点検を行い、効率的な維持管理に努めます。

- 注) 1. 汚水処理施設別に整理して記入する。
2. 整備面積及び整備人口は、当該年度における計画値(累計値)を記入する。また、整備人口は汚水処理施設を整備し、処理をしている(供用を開始している)区域内の定住人口である。
3. 計画汚水量は、「3-2(2)周辺家屋の取込等による既整備区域等の設定 1) 学校・事業所・工場等の換算家屋数」を参考に算出した整備人口(定住換算)×1人1日当たり汚水量原単位により算出する。
4. 処理施設の事業費は、処理場建設費事業費と用地費の合算とする。
5. 合併浄化槽の整備人口は、下水道及び集落排水施設の整備済み区域外の整備人口とする。
6. 備考欄は、各処理区における整備スケジュールを推進するための施策を記入する。

■目標年次	令和8年度	市町村名	勝浦町
-------	-------	------	-----

■汚水処理整備区域図



名称		記号	色
汚水処理施設	農業集落排水（既整備区域）		緑
	農業集落排水（R8までに整備する区域）		緑斜線
	農業集落排水（暫定整備区域）		緑枠
	コミュニティ・プラント（既整備区域）		水色
	市町村設置型浄化槽		淡桃

①整備スケジュール

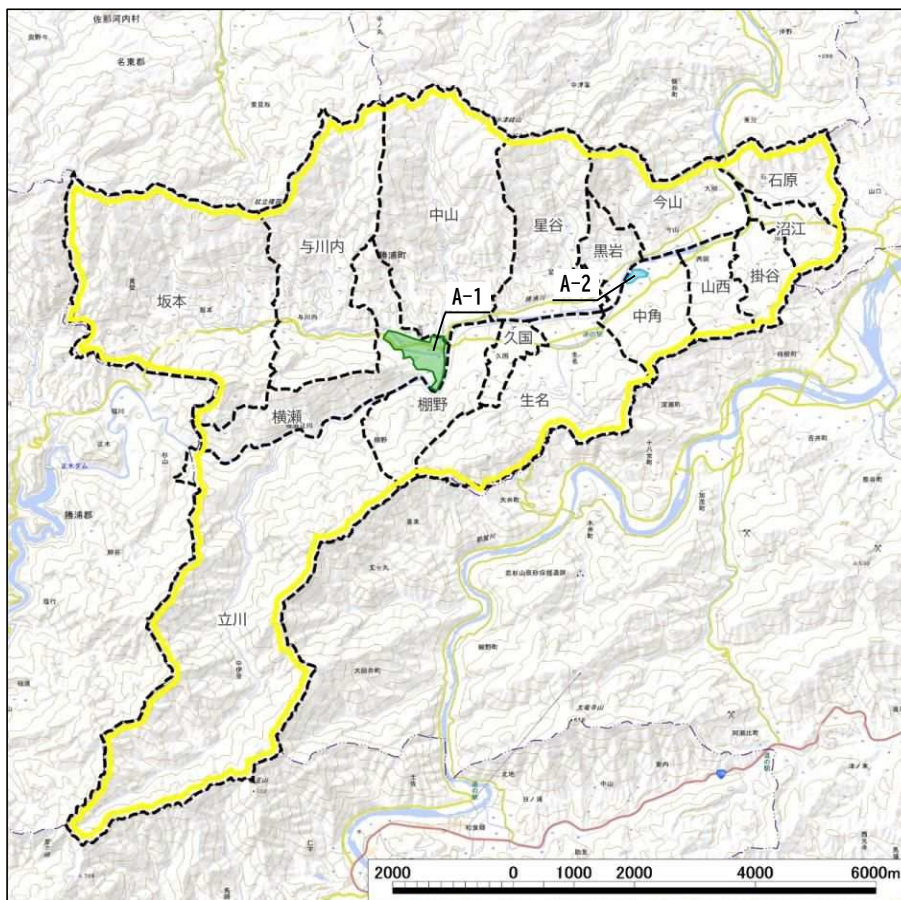
計画区分	事業	事業内容	1	2	3	4	5
			令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
施設整備	浄化槽	個人設置型浄化槽整備					
実行メニュー (早期概成)	浄化槽	転換費助成額アップの検討					
	浄化槽	普及啓発のための出前講座の開催					

②目標値及び概算事業費

		全体	集落排水施設	コミュニティプラント	市町村設置型浄化槽	個人設置型浄化槽	備考
目標値	整備人口（人）	3,325	573	43	111	2,598	
	整備面積（集合処理分）（ha）	27	26.0	1.0	—	—	
	汚水処理人口普及率（%）	73.3	12.6	0.9	2.4	57.3	
	計画汚水量（m ³ /日）	924.2	181.2	11.6	30.0	701.5	
	計画汚泥量（m ³ /日）	3.3	0.50	0.0	0.1	2.6	
概算事業費	建設事業費（百万円）	11,044	—	—	16	11,028	
	年間維持管理費（百万円/年）	4,234	10	1	1	4,221	
整備人口1人当たりの建設費用（千円/人）		4,386	—	—	141	4,245	

■目標年次	令和17年度	市町村名	勝浦町
-------	--------	------	-----

■汚水処理整備区域図



	名称	記号	色
汚水処理施設	農業集落排水（既整備区域）		緑
	農業集落排水（暫定整備区域）		緑枠
	コミュニティ・プラント（既整備区域）		水色
	市町村型浄化槽		淡桃
	事業間連携のための接続管渠		黒

①課題の整理

課題1	より迅速な合併処理浄化槽の整備促進が必要である。
課題2	横瀬地区農業集落排水施設の老朽化。
課題3	玉の木・五十田団地コミュニティ・プラントの老朽化。

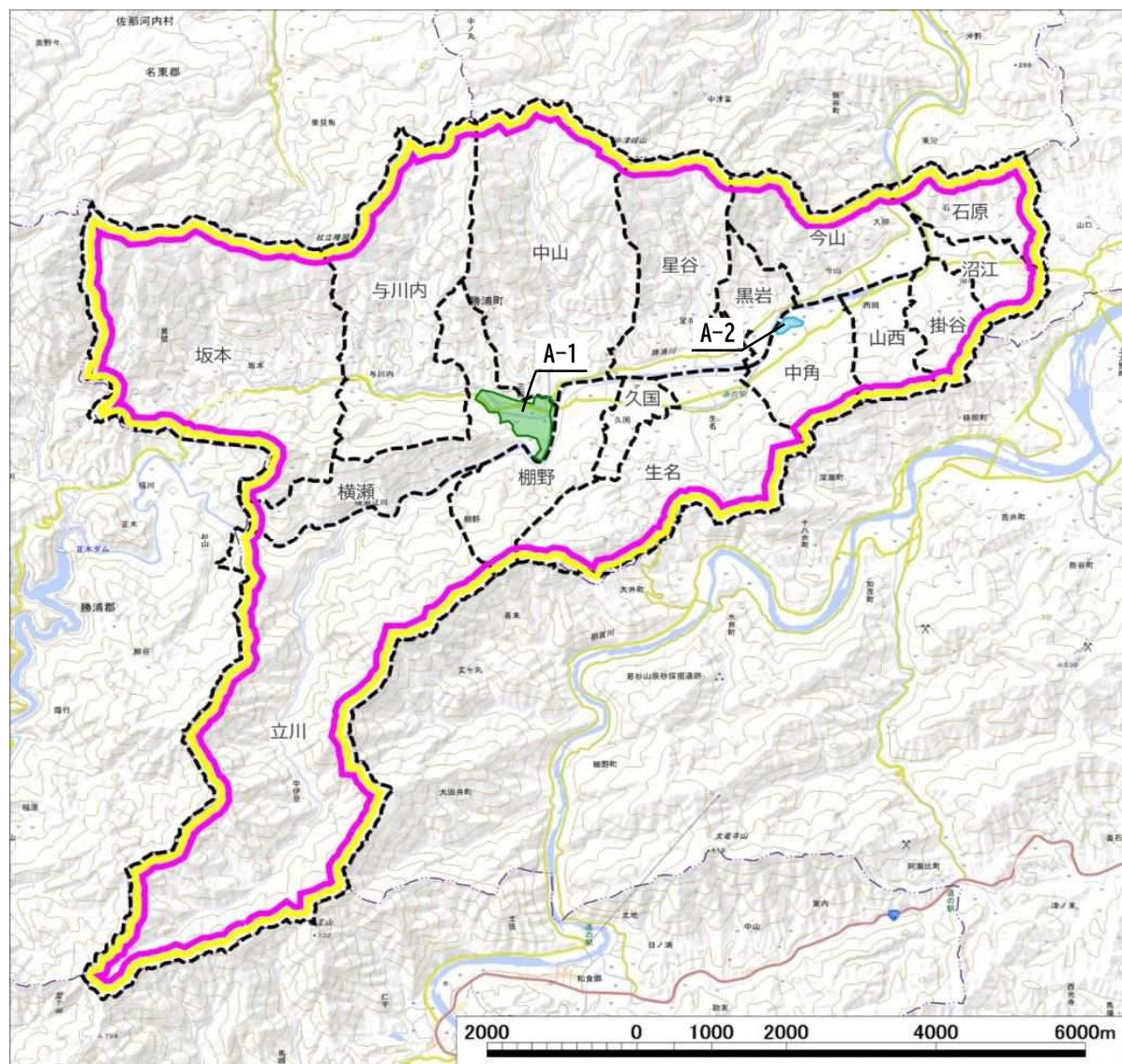
②スケジュール

計画区分	事業	事業内容	15	20	25	30
			令和12	令和17	令和22	令和27
実行メニュー	浄化槽	効率的な運営管理のため、協議会設置の検討				
	農業集落排水施設	設備の改築更新・長寿命化対策の検討、定期点検				
	コミュニティ・プラント	設備の改築更新の検討、定期点検				

②目標値及び概算事業費

	全体	集落排水施設	コミュニティプラント	市町村設置型浄化槽	個人設置型浄化槽	備考
目標値	整備人口（人）	4,036	514	39	111	3,372
	整備面積（集合処理分）（ha）	27	26.0	1.0	—	—
	汚水処理人口普及率（％）	99.2	12.6	1.0	2.7	82.9
	計画水量（m ³ /日）	1116.2	165.2	10.5	30.0	910.4
	計画汚泥量（m ³ /日）	4.0	0.46	0.0	0.1	3.4
概算事業費	建設事業費（百万円）	27,586	—	—	16	27,570
	年間維持管理費（百万円/年）	5,494	10	1	1	5,481
整備人口1人当たりの建設費用（千円/人）	8,317	—	—	141	8,176	

図面-4 構想図（最終処理区域図）



名称		記号	色
汚水処理施設	農業集落排水（全体計画区域）		緑
	漁業集落排水（全体計画区域）		紫
	林業集落排水（全体計画区域）		茶
	コミュニティ・プラント（全体計画区域）		水色
	小規模集合排水処理施設（全体計画区域）		黄緑
	民間設置による集中浄化槽	●	黒点
	市町村設置型浄化槽		淡桃
	個人設置型浄化槽		淡黄

名称	記号	色
行政区域界	---	黒
集合処理の区域番号	A-O	黒
個別処理の区域番号	C-O	黒

※図面は、市町村全域図(用途地域図、白図等 縮尺1/10,000~1/25,000程度)を使用し、所定の凡例により必要事項を記入し作成する。

様式-12 既計画処理場の汚泥処理の現況と将来計画

処理場名	事業区分	現況・計画の別	水処理施設能力 (m ³ /日)	発生汚泥量 (m ³ /日)	汚泥処理能力 (m ³ /日)	汚泥処理方式※①	処理汚泥の処分方法 ※②	収集範囲 ※③
横瀬地区汚水処理場	農業集落排水	現況	270	0.46		濃縮	し尿処理施設で処理	
		計画	270	0.46	1.0	同上	同上	
町営玉の木・五十田団地コミュニティ・プラント	コミュニティ・プラント	現況	34	0.03		濃縮	し尿処理施設で処理	
		計画	34	0.03		同上	同上	
		現況						
		計画						
		現況						
		計画						
		現況						
		計画						

注) ① 処理方式として有する施設を記入する(濃縮、消化、脱水、焼却、コンポスト、溶融等)。
 ② 処分方法を記入する(最終処分(処分先)、農地還元、資源化(内容)等)。
 ③ 他の処理場の汚泥を受け入れている場合には、受け入れている処理場名を記入する。

様式-13 し尿処理施設の現況と将来計画

処理施設 (目標年次)	事業区分	現況・計画の別	施設処理能力 (m ³ /日)			汚泥発生量 (m ³ /日)	汚泥処理能力 (m ³ /日)	汚泥処理方式※①	処理汚泥の処分方法 ※②	収集範囲 ※③
			し尿	浄化槽汚泥	計					
小松島市外三町村衛生組合し尿処理場	し尿処理	現況	18	69	87	8	69	脱水	焼却埋立	
		計画	18	69	87	8	69	脱水	焼却埋立	

注) ①, ②, ③ 様式-12を参照

様式-14 浄化槽の現況

(令和2年度末)

浄化槽種別	浄化槽人口 (人) ※①	設置基数(基) ※②	収集汚泥量 (kl/日) ※③	1人1日当たり平均排出量(l/人・日) ※④	備考
単独処理浄化槽	2,032	538	1.98	0.97	浄化槽人口はR1年度末、収集汚泥量はH30年度末
合併処理浄化槽	1,796	476	1.99	1.11	浄化槽人口及び設置基数はR1年度末、収集汚泥量はH30年度末

注) ① 平成27年3月31日現在の人口を記入する。
 ② 平成27年3月31日現在の設置基準を記入する。
 ③ 年間収集汚泥量÷365で算出する。
 ④ 年間収集汚泥量÷365÷浄化槽人口で算出する。

様式-15 発生汚泥量及び汚泥処理システムの方針

市町村名 勝浦町

処理区 の番号	汚水処理 施設名	処理区名 または 地区名	処理人口（定住換算）（人）								発生汚泥量（m ³ /日）							汚 泥 処 理 シ ス テ ム の 方 針	
			現況年度 令和2年度	策定年度 令和3年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	将来フレーム 想定年次 (令和17年度)	現況年度 令和2年度	策定年度 令和3年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度		将来フレーム 想定年次 (令和17年度)
A-1	農業集落排水施設	横瀬地区	713	706	671	644	612			612	0.53	0.53	0.50	0.48	0.46			0.46	A-1、A-2は既計画どおり、し尿処理施設で処理を行うため、 場外搬出処分とする。
A-2	コミュニティ・プラント	玉の木・五十 田団地	47	46	43	41	39			39	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03			0.03	
C-1	合併浄化槽(市町村設置型)		111	111	111	111	111			111	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11			0.11	
	合併処理浄化槽(個人型)※① (補助対象)		1,705	1,791	2,221	2,565	2,995			2,995	1.72	1.80	2.24	2.58	3.01			3.01	
	合併処理浄化槽(個人型) (補助対象外)		377	377	377	377	377			377	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38			0.38	
	単独処理浄化槽		1,955	1,955	1,240	791	229			229	1.97	1.97	1.25	0.80	0.23			0.23	
	し尿汲み取り		225	225	83	0	0			0	0.46	0.46	0.17	0.00	0.00			0.00	
	合 計		5,133	5,211	4,746	4,529	4,363			4,363	5.20	5.28	4.67	4.38	4.22			4.22	

注) ① 本段の合併処理浄化槽は、浄化槽設置整備事業により設置される合併処理浄化槽を記入。